

# 玉村町地域防災計画



玉村町防災会議

平成30年3月

# 目次

## 第1編 総則・災害対策予防計画編

---

第1章 総則	2
第1節 計画の目的	2
第2節 防災の基本理念	2
第3節 玉村町の概況	3
第4節 過去の主な災害	4
第5節 被害の想定	5
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	8
第7節 地域防災センターの設置	16
第2章 災害予防計画	17
第1節 震災予防計画	17
第2節 水害予防計画	17
第3節 火災予防計画	17
第4節 文化財災害予防計画	18
第5節 学校施設の災害予防計画	18
第6節 災害訓練計画	19
第7節 防災知識普及計画	20
第8節 住民、事業所等による防災活動推進計画	21
第9節 罹災救助基金積立計画	23
第10節 資材・器材等の点検整備計画	23
第11節 通信手段確保計画	24
第12節 要配慮者対策	25
第13節 帰宅困難者対策	30

## 第2編 震災対策編

---

第1章 地震防災施設等整備計画	32
第1節 防災業務施設の整備	32
第2節 避難地・避難路の整備	33
第3節 緊急交通路等の整備	34
第4節 地震防災上必要なその他の施設等の整備	34
第5節 震災対策における活動対策の確立	35

第 6 節	震災対策における普及・啓発	35
-------	---------------	----

### 第3編 風水害等対策編

---

第1章	水防計画	37
第 1 節	水防計画	37
第 2 節	水害対策	37

### 第4編 災害応急対策・復旧計画編

---

第1章	災害応急対策計画	39
第 1 節	組織計画 (初動体制、災害対策本部 等)	39
第 2 節	動員計画	46
第 3 節	気象注意報・警報等伝達計画	51
第 4 節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	54
第 5 節	災害広報計画	58
第 6 節	通信計画	58
第 7 節	消防活動計画	60
第 8 節	水防計画	61
第 9 節	事前措置及び応急措置に関する計画	61
第10節	避難計画	62
第11節	食料供給計画	69
第12節	生活必需品等物資給与計画	71
第13節	給水計画	71
第14節	応急住宅対策計画	73
第15節	医療・助産計画	76
第16節	防疫計画	77
第17節	清掃計画	77
第18節	被災者救出計画	79
第19節	障害物除去計画	80
第20節	行方不明者の捜索計画	81
第21節	遺体の捜索・収容・埋火葬計画	81
第22節	文教対策計画	83
第23節	輸送計画	85
第24節	労務供給計画	87
第25節	交通応急対策計画	88

第26節	道路災害応急対策計画	89
第27節	農業関係災害応急対策計画	90
第28節	公共土木施設等災害応急対策計画	91
第29節	電力施設災害応急対策計画	92
第30節	通信施設等災害応急対策計画	93
第31節	危険物施設等災害応急対策計画	94
第32節	自衛隊災害派遣要請計画	95
第33節	防災ヘリ・ドクターヘリ運用依頼	97
第34節	相互応援協力計画	97
第35節	ボランティア活動支援・推進計画	99
第36節	県外の原子力施設事故対策	100

第2章 災害復旧計画 103

第1節	二次災害の防止	103
第2節	被災者等の生活再建支援 (り災証明の交付 他)	105
第3節	公共施設災害復旧計画	107
第4節	その他保護計画等 (自発的支援の受け入れ、動物愛護、 激甚災害の早期指定の確保、復旧資金の確保 他)	108

(資料編)

資料1	燃料取扱機関一覧表
資料2	町指定文化財一覧表
資料3	備蓄状況一覧表
資料4	震度表解説 (気象庁震度階級関連解説表)
資料5	要配慮者利用施設
資料6	安置場所設置計画 (第4編 災害応急対策・復旧編 第1章 災害応急対策 第21節 遺体の捜索・収容・埋火葬計画)
資料7	動員計画 (第4編 災害応急対策・復旧編 第1章 災害応急対策 第2節 動員計画)
資料8	災害救助法の適用等 (第4編 災害応急対策・復旧編 第1章 災害応急対策 第1節 組織計画)
資料9	災害につよいまちづくり計画 (第3編 風水害等対策編 第1章 水防計画 第2節 水害対策)

# 第1編

## 総則・災害予防計画編

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、玉村町防災会議が策定するものであり、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して町の地域における地震、風水害、雪害、火山災害、事故災害、原子力災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

さらに、町民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の広域応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

## 第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、県、町、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、県、町及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、町、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

### 1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下の通りである。

(1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

## 第3節 玉村町の概況

### 1 位置と地勢

本町は関東平野の北西部に位置している。標高は 57m～72m とほぼ平坦な地形で、東京から 100 k m 圏内にあり、人口は約 3 万 7 千人、面積は 25.78 k m<sup>2</sup> である。

東は伊勢崎市、西は高崎市、南は藤岡市、高崎市、上里町（埼玉県）、北は前橋市にそれぞれ接している。

町の中央北側を利根川、南側を烏川が流れ、南東部で合流している。町内には、この2つの河川以外にも藤川、滝川、端気川の一級河川が流れ、地下水に恵まれている。また、地形は平坦で、赤城山、榛名山、妙義山を一望できる自然環境の豊かな地域である。

主な道路は、東西に国道 354 号、高崎伊勢崎線、南北に藤岡大胡線が走り、町の西端を関越自動車道が通っている。また、東毛広域幹線道路（国道 354 号）、高崎玉村スマート I C の開通に伴い交通利便性が期待されている。

主な産業は農業で、町の面積の 4 割以上を田畑が占め、水田作中心（二毛作）の農業生産活動や園芸作物が栽培されている。

また、本町は高崎市や前橋市、伊勢崎市と接していることから、3市への通勤者も多くなっており、町の東部には工業団地も整備され、農業、商業、工業が一体となって発展している。

### 2 気候

気候は、いわゆる内陸型のため、夏は高温となるが風は弱く、比較的穏やかであり、雨量にも恵まれていて、豊かな田園をはぐくんでいる。冬は晴天が多く乾燥し、「上州のからっ風」と呼ばれる赤城山から吹き降ろす北西の季節風が強く吹く。

年間の日照時間は 2,000 時間を越える年もあり、全国でも比較的日照の多い地域となっている。

## 第4節 過去の主な災害

本町では、多くの人命にかかわるような大災害は、過去に起きていないが、これまで発生した災害のうち、被害の大きかったものは、次のとおりである。（注：カスリン台風以降の災害を掲載）

### 1. 風水害

年月日・災害名等	地域	被害状況
昭和22年9月14日 ～15日 カスリン台風	玉村・ 芝根地区	福島橋をはさみ2カ所の堤防が決壊。 死者・行方不明者 0人 負傷者 不明 家屋倒壊流出 9戸 浸水家屋 810戸 田畑流出 50町歩 堤防決壊 4箇所 橋梁流出 2箇所 道路決裂 6箇所
平成23年8月31日 ～9月1日 台風12号	全域	台風12号に伴う大雨により町内各所の排水路が溢れる。 床上浸水 2戸 床下浸水 26棟 河川護岸崩落 1箇所 【滝川（新玉村ゴルフ場内）】

### 2. 地震

年月日・災害名等	地域	被害状況
平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震 【東日本大震災】	全域	震度4 [4.4] 住家一部損壊 51棟 非住居一部損壊 6棟 ブロック塀 7箇所 橋梁 1箇所 【五料橋橋梁のずれ】 三陸沖を震源とするM9.0 最大震度7 群馬県内最大震度6弱[桐生市]

### 3. 大雪

年月日・災害名等	地域	被害状況
平成26年2月14日 ～15日	全域	14日朝から雪が降りはじめ大雪となり、特に、前橋では最深積雪が73cmと統計開始以来の記録を更新した。 ・ 住宅の一部損壊 ・ カーポート、ビニールハウス等の倒壊

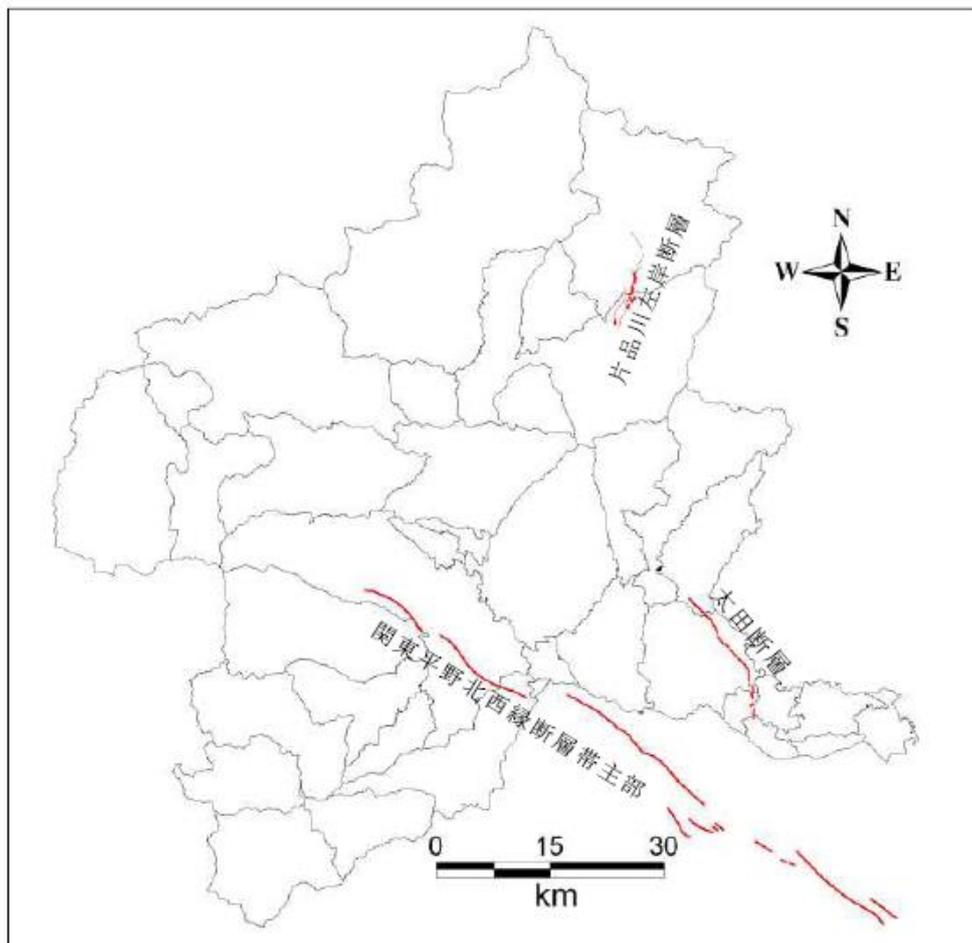
## 第5節 被害の想定

群馬県において地震被害想定調査を行ない、公表された。(平成24年6月)  
調査結果における玉村町の被害概要を以下に示す。

### 1. 想定した被害

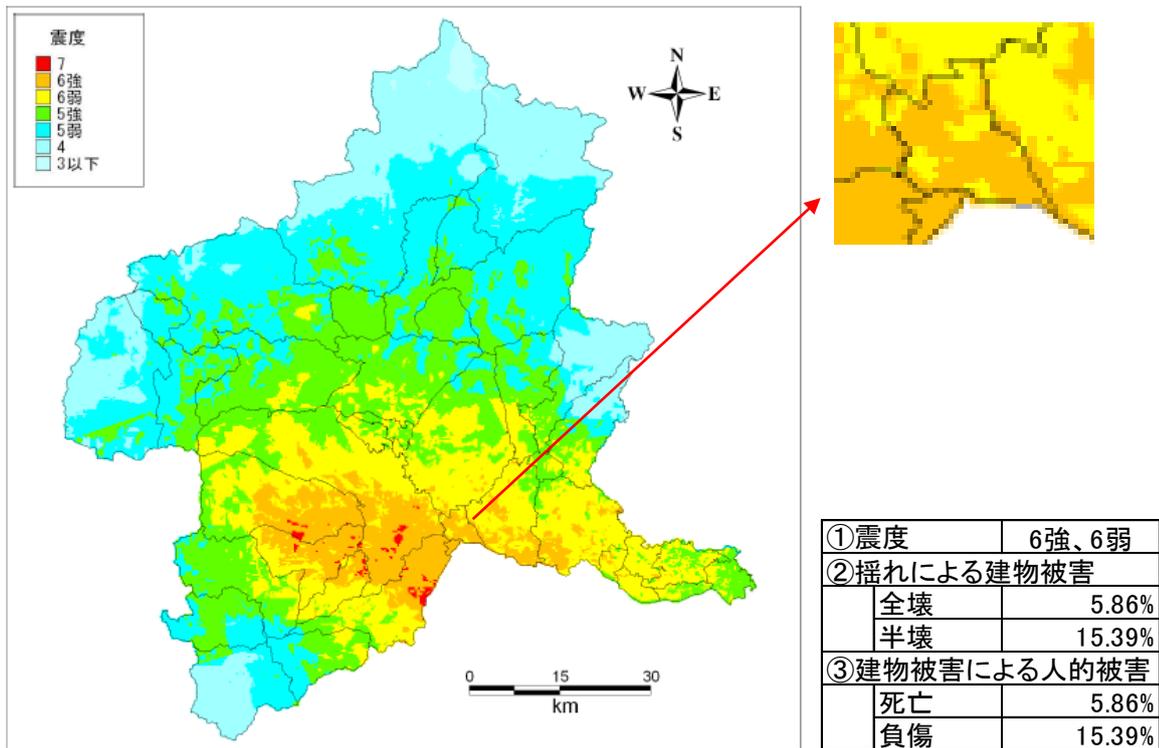
- (1) 関東平野北西縁断層帯主部による地震
- (2) 太田断層による地震
- (3) 片品川左岸断層による地震

3つの想定断層(帯)の地表分布図

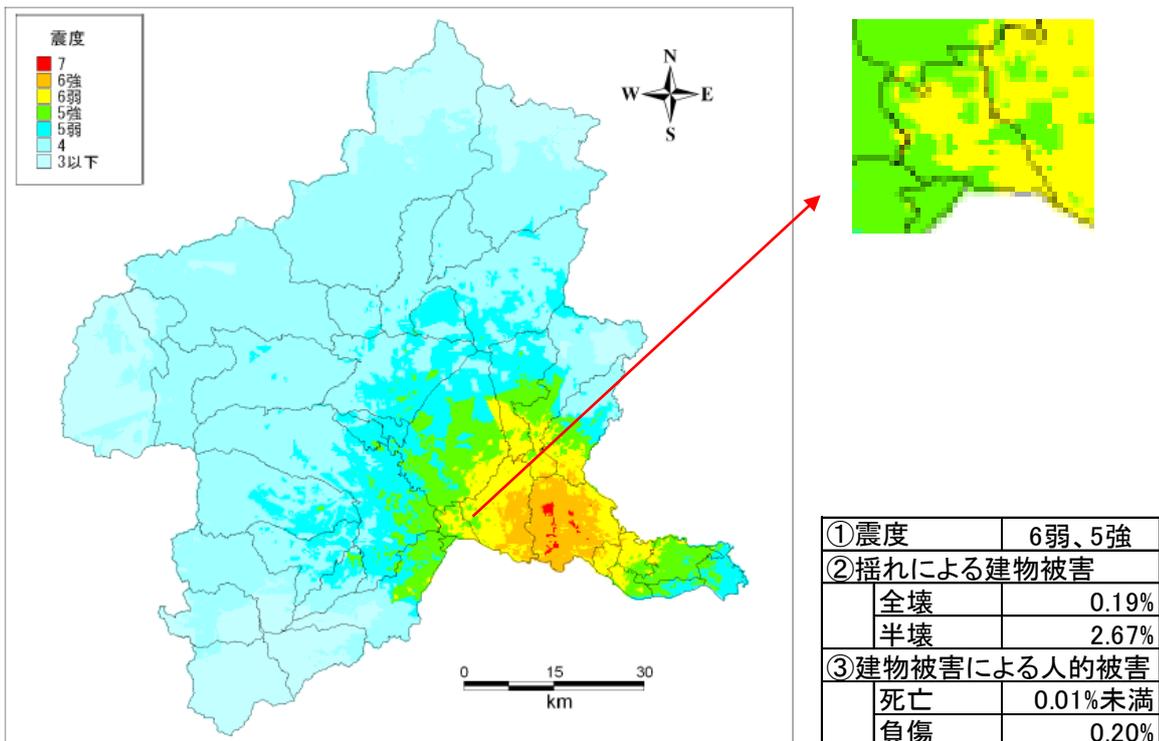


## 2. 被害の想定

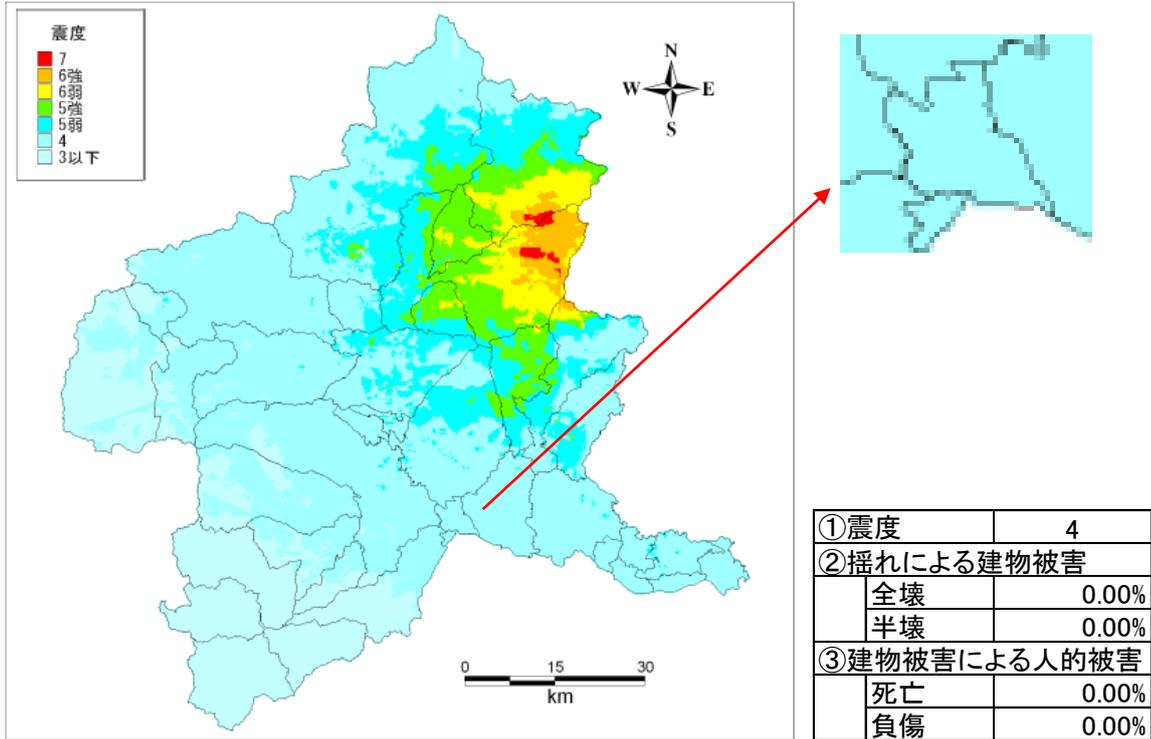
(1) 関東平野北西縁断層帯主部による地震 (M8.1) の場合の地表震度分布図



(2) 太田断層による地震 (M7.1) の場合の地表震度分布図

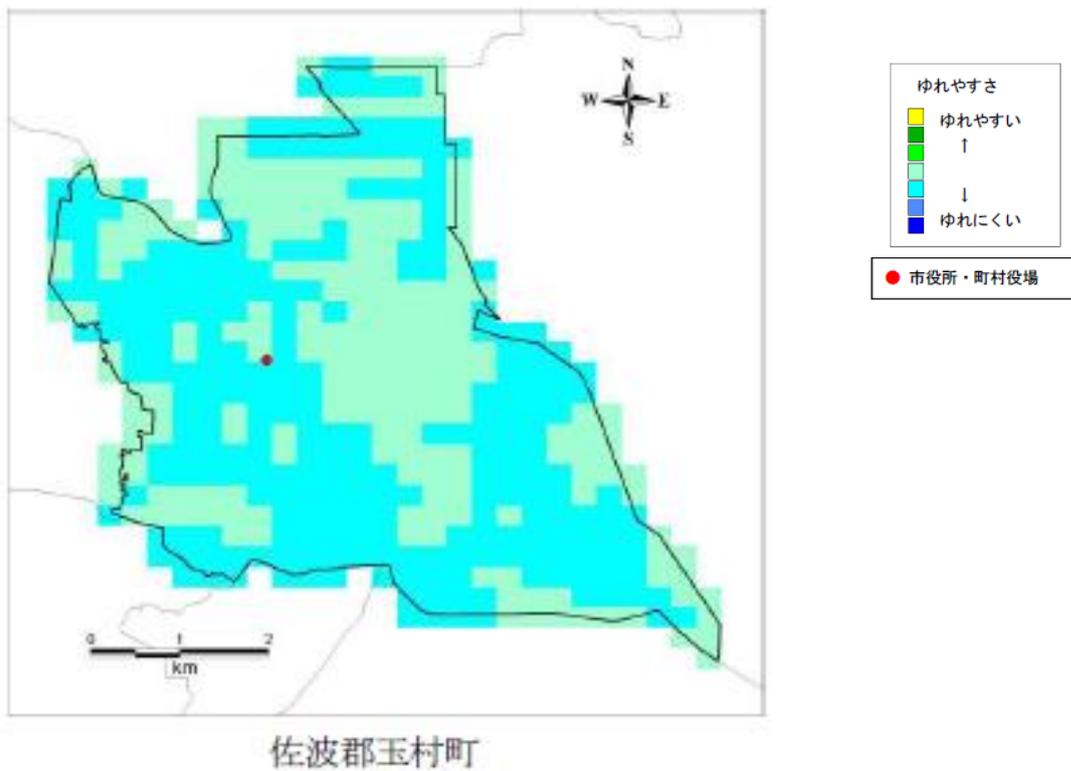


(3) 片品川左岸断層による地震 (M7.0) の場合の地表震度分布図



3. 予防対策用地震によるゆれやすさ

役場の直下にM6.9の地震を生じる震源断層を仮定し、地表のゆれやすさを出した。震源を特定していることから。想定した地震に対しての絶対的なゆれやすさを示している。



## 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

玉村町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

### 1 玉村町

- 1 防災に関する組織の整備に関すること。
- 2 防災に関する訓練に関すること。
- 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- 4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
- 5 予報・警報の伝達に関すること。
- 6 避難の勧告又は指示に関すること。
- 7 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- 8 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
- 9 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- 10 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- 11 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
- 12 緊急輸送の確保に関すること。
- 13 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。
- 14 災害復旧及び復興計画に関すること。
- 15 玉村町以外の地域での大規模災害による被災地及び被災者の支援に関すること。
- 16 玉村町防災会議に関すること。
- 17 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

## 2 群馬県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
伊勢崎行政県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方部内の総合調整に関する事。</li> <li>2 地震、気象情報の受領及び伝達に関する事。</li> <li>3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関する事。</li> <li>4 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関する事。</li> <li>5 市町村との連絡調整に関する事。</li> <li>6 緊急通行車両の確認事務に関する事。</li> <li>7 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関する事。(ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。)</li> <li>8 生活必需品の調達及び供給に関する事。</li> <li>9 その他地方部内各班に属しない事項に関する事。</li> </ol>
伊勢崎保健福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関する事。</li> <li>3 飲料水の供給に関する事。</li> </ol>
伊勢崎土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 公共土木施設に係る災害応急対策に関する事。</li> <li>3 水防計画の実施に関する事。</li> </ol>
中部農業事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 農業に係る災害応急対策に関する事。</li> </ol>
伊勢崎警察署 玉村町交番	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の伝達と広報に関する事</li> <li>2 災害被害情報の収集と報告等に関する事</li> <li>3 被害の防除と拡大防止に関する事</li> <li>4 被災者の救出、救護に関する事</li> <li>5 危険箇所の警戒に関する事</li> <li>6 交通規制及び交通秩序の確保に関する事</li> <li>7 保安対策に関する事</li> </ol>

### 3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東地方整備局 （高崎河川国道事務所、利根川上流河川事務所八斗島出張所）	<p>管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災上必要な教育及び訓練</li> <li>(2) 通信施設等の整備</li> <li>(3) 公共施設等の整備</li> <li>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</li> <li>(5) 官庁施設の災害予防措置</li> <li>(6) 豪雪害の予防</li> </ol> </li> <li>2 災害応急対策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</li> <li>(2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等</li> <li>(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</li> <li>(4) 災害時における復旧用資材の確保</li> <li>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等</li> <li>(6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄</li> <li>(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</li> </ol> </li> <li>3 災害復旧等               <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p> </li> </ol>
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</li> <li>2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。</li> <li>3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</li> <li>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</li> </ol>

<p>東京管区気象台 前橋気象台</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。)に限る。)及び水象の予報及び警報・注意報の発表に関すること。</li> <li>3 台風・大雨・竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれら機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</li> <li>4 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに成果の発表に関すること。</li> <li>5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。</li> <li>6 災害の発生が予想されるときや災害発生時における、町に対する気象状況の推移及びその予想の解説等に関すること。</li> <li>7 町やその他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること。</li> </ol>
--------------------------	--

#### 4 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>陸上自衛隊第12旅団</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係情報資料の整備に関すること。</li> <li>(2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。</li> <li>(3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</li> <li>(4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。</li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。</li> </ol> </li> </ol>

## 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株 (玉村郵便局)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害特別事務取扱に関すること。 (1) 救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地あて救援用郵便物の料金免除 ④ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話株 (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。
株N T T ドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。
日本銀行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関すること。
東京電力株 (群馬支店)	1 電力施設の保安の確保に関すること。 2 電力の供給の確保に関すること。
日本赤十字社 (群馬県支部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。 2 救護所の開設及び運営に関すること。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 7 外国人の安否の調査に関すること。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること。
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 放送施設に対する障害の排除に関すること。 5 避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
東日本高速道路株 (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 2 緊急通行路の確保に関すること。
独立行政法人水資源 機構 (下久保ダム管理事務所)	1 ダムの貯水、放流に関すること 2 情報の伝達に関すること。

(公社)群馬県医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び助産活動の協力に関する事。</li> <li>2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。</li> <li>3 医療救護活動の実施に関する事。</li> </ul>
(一社)群馬県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。</li> <li>2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。</li> </ul>
(公社)群馬県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救護活動に必要な看護の確保に関する事。</li> </ul>
(一社)群馬県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 LPガス設備の保安の確保に関する事。</li> <li>2 LPガスの供給の確保に関する事。</li> <li>3 会員事業者の連絡調整に関する事。</li> </ul>
群馬県石油協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 石油等燃料の供給に関する事。</li> </ul>
(一社)群馬県バス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。</li> <li>2 被災地の交通の確保に関する事。</li> </ul>
(一社)群馬県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。</li> </ul>
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 防災思想の普及に関する事。</li> <li>2 気象予報・警報の周知に関する事。</li> <li>3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。</li> <li>4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。</li> </ul>
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各土地改良区の水門、水路等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。</li> </ul>

## 6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
伊勢崎市消防本部 玉村消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の予防、警戒及び防御に関すること。</li> <li>2 人命の救助及び救急に関すること</li> <li>3 災害・救助・救急情報に関すること</li> <li>4 危険物施設及び火気使用設備具等の許可立ち入り検査に関すること</li> </ol>
佐波伊勢崎農業協同 組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同利用施設の保全に関すること。</li> <li>2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する こと。</li> <li>3 町が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する こと。</li> </ol>
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。</li> <li>2 被災傷病者の救護に関すること。</li> </ol>
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。</li> </ol>
玉村町社会福祉協議 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。</li> <li>2 義援金品募集及び配分に関すること。</li> <li>3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。</li> </ol>
玉村町商工会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災事業者に対する支援に関すること。</li> <li>2 県又は市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。</li> <li>3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。</li> <li>4 物価の安定についての協力に関すること。</li> </ol>
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。</li> </ol>
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒等の安全の確保に関すること。</li> <li>2 避難所としての施設の整備に関すること。</li> </ol>
危険物等施設の管理 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等施設の保安の確保に関すること。</li> <li>2 周辺住民の安全の確保に関すること。</li> </ol>
建設業関連団体等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関する こと。</li> </ol>
農業用排水施設の管 理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水門、水路等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
区長会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町が行う応急対策についての協力に関すること。</li> <li>2 義援金品募集及び配分に関すること。</li> </ol>
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災思想の普及に関すること。</li> <li>2 気象予報・警報の周知に関すること。</li> <li>3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する こと。</li> <li>4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する こと。</li> </ol>

## 7 町民、自主防災組織・区、事業者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
町 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・減災の知識習得</li> <li>2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討</li> <li>3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進</li> <li>4 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検</li> <li>5 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力</li> <li>6 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達</li> <li>7 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援</li> <li>8 災害廃棄物の分別</li> <li>9 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。</li> </ol>
自主防災組織・区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検</li> <li>2 地域の災害危険性の把握、点検</li> <li>3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進</li> <li>4 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力</li> <li>5 自主防災リーダーの養成</li> <li>6 自主防災活動、訓練の実施</li> <li>7 災害関連情報等の収集、伝達</li> <li>8 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力</li> <li>9 災害時の避難所の自主運営</li> <li>10 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力</li> </ol>
事 業 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員の防災教育、訓練</li> <li>2 事業継続計画（BCP）の作成・更新</li> <li>3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討</li> <li>4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検</li> <li>5 自衛消防活動・訓練</li> <li>6 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導</li> <li>7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力</li> <li>8 避難行動要支援者等の避難支援</li> <li>9 災害廃棄物の分別</li> <li>10 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。</li> </ol>

## 第7節 地域防災センターの設置

町有施設を「地域防災センター」として位置づけ整備を図る。

### 1 設置場所

町立小中学校、文化センター、総合運動公園、道の駅玉村宿

### 2 地域防災センターの機能

#### (1) 被災者避難場所としての機能

被災者の避難場所としてのスペースを確保し、機能を持たせる。

#### (2) 物資備蓄場所としての機能

校庭内又は敷地内に備蓄倉庫を設け、非常用救助物資備蓄場所としての機能を持たせる。

#### (3) 地域の防災活動等啓発センターとしての機能

地域の自主防災活動、防災知識・意識の啓発センターとしての機能を持たせる。

#### (4) 緊急時ヘリポートとしての機能

広い敷地が確保できる場合には、緊急時ヘリポートとして使えるように配慮する。

#### (5) 広域集積場所としての機能

立地条件、敷地・建物等のスペース等を考慮し、可能であれば緊急支援物資の広域集積場所として使えるよう配慮する。

#### (6) 給水施設としての機能

耐震性貯水槽を設置し、非常用電源を備えるなどして、水道が使用不能になった際に給水できる機能を持たせる。

## 第2章 災害予防計画

本章は、玉村町の各種想定を基とする、災害予防計画を定めるものである。

### 第1節 震災予防計画

本章「災害予防計画」に定める他、第2編「震災対策編」に示す、各種計画の整備により、実施する。

### 第2節 水害予防計画

本章「災害予防計画」に定める他、「玉村町水防計画」を準用する。

### 第3節 火災予防計画

玉村町における火災予防計画は、次により実施する。

#### 1 組織対策

##### (1) 公設消防力

火災による被害を最小限度に食い止めるためには、火災の早期覚知、早期出動が最も重要である。

そのためには、消防体制が常備体制にあることが最も望ましい。

本町においては伊勢崎市に委託した常備体制が確立されており、消防事務の充実を推進する。

##### (2) 人的消防力

消防団員の確保に努めるとともに、訓練等を通じ、団員の技術・資質の向上を図る。

##### (3) 自衛消防力

会社、工場及び事業所等の自衛消防力の充実強化を図るため、必要な消防体制と施設の整備充実を指導する。

##### (4) 予防消防力

女性防火クラブ、自主防災組織等の育成強化を図る。

#### 2 施設の整備

「消防力の基準」「消防水利の基準」に基づき、消防施設の拡充強化を図るため、消防力の機械化、水利施設の確保促進に努める。

#### 3 防火思想の普及徹底

町民に対し、消防に対する意識の高揚と火災予防思想の普及徹底に努める。

(1) 広報車、広報誌等の利用により実施する。

(2) 春、秋2回の火災予防運動を実施する。

#### 4 防火対象物の防火対策の強化

- (1) 防火対象物に基づき、防火管理者の養成に努める。
- (2) 防火対象物ごとの消防計画に基づき、防火管理を指導する。また、火災等の場合、人命、損傷防止の指導を強化する。
- (3) 危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対する査察指導を強化し、災害を未然に防止する。
- (4) 火薬類、高圧ガス施設等については、保安検査を強化するとともに業者の自主検査を指導し、保安の万全を期する。

### 第4節 文化財災害予防計画

火災、地震等の災害から文化財を守るため関係者に対し、次により指導を実施する。

#### 1 建造物の予防対策

指定文化財建造物については、火災、地震等による滅失、き損を防止するため町教育委員会は、町、消防、警察等の関係機関と協議し、所有者、管理団体に対し、次の事項を指導し実施する。

- (1) 防火管理の体制を完備させる。
- (2) 環境の整理整頓を実施させる。
- (3) 火の使用を特に注意させ、場合によっては制限させる。
- (4) 火災の危険個所の早期発見と、その個所の改善を早急に行う。
- (5) 火災警戒には特に厳重に行う。
- (6) 消火・警報設備を完備する。
- (7) 避雷装置を極力設置する。
- (8) 消防用水の確保措置を講じるとともに、消防自動車の進入路を確保する。
- (9) 消火壁、防火戸の設置を指導する。
- (10) 自衛消防組織の訓練を実施する。
- (11) 消火へい、防火帯を設ける
- (12) 耐震強度に留意し、所要の保存修理を行っておく。
- (13) き損等の事故防止措置を講ずる。

#### 2 美術工芸品等の予防対策

美術工芸品等は、極力耐火、耐震性の収蔵庫に保管するとともに特に重要なものについては、建造物と同様な防火設備を整備するよう指導する。

#### 3 史跡、名所、天然記念物等の予防対策

- (1) 前期1・2と同様な措置を講ずる。
- (2) 災害時の土砂流出等による被害を防止するため、平常管理を強化するよう指導する。

※ 別表 指定文化財一覧表（資料2）

### 第5節 学校施設の災害予防計画

学校施設の災害予防については、学校建物の公共性、教育効果の向上及び本町の地域性等を十分考慮し、災害発生を未然に防止し、常時その防除措置を行って恒久的な災害予防に努める。

### 1 老朽建物の改築促進

学校施設が異常な自然現象により被災する場合は、老朽建物は危険性が高く、特に新耐震基準以前の建物は地震による被害を受けやすいので、今後はこれらの建物の改築を重点的に次により促進する。

- (1) 建築年次の古いもの、又は構造上危険と判定した老朽建築物等は、改築の促進を図る。
- (2) 改築にあたっては、耐震性の向上を図る。
- (3) 校舎等は、定期点検及び臨時点検を実施し、災害の防除に努める。

### 2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被害により、健全な施設や人畜に大きな被害が及ぶことが多いので、次のような施設については、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努める。

- (1) 国旗掲揚塔や野球のバックネット等相当の高さまたは容量のあるものは、その安全度を確かめ、危険と認められるものは必ず補強工事等を実施する。
- (2) 比較的飛散しやすい器具、機械等については、常時格納できる体制を整える。
- (3) 災害防除のために必要な施設等は、平時に整備し、特に消防設備等については、いつでも使用できるよう体制を整える。
- (4) 建物以外の要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、常時その補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を期する。

## 第6節 災害訓練計画

町は、玉村町地域防災計画の定める災害応急対策を実施するための防災に関する訓練は、次に定める。

### 1 総合訓練

町は、県及び関係機関と合同し、自主防災組織、住民等の参加を得て、各種応急対策を総合しておおむね次の訓練を実施する。

また、訓練終了後には事後評価を行い、必要に応じ体制等の改善を図る。

訓練の種目	訓練実施機関
予警報等の伝達訓練	気象機関、県、町、水防機関、警備機関、通信機関
避難訓練	町、水防機関、消防機関、警察機関、区長会等
救出訓練	水防機関、消防機関、警察機関、自衛隊
医療訓練	県、町、日赤、その他医療機関
防疫訓練	県、町
炊き出し救助訓練	県、町、自衛隊、区長会等
水防訓練	水防機関、消防機関
消防訓練	消防機関
地震訓練	県、町、自衛隊、水防機関、消防機関、警察機関、日赤その他医療機関

## 2 非常招集訓練

町は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。

## 第7節 防災知識普及計画

地域住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、本計画に定めるところにより、災害多発期前その他必要に応じ効果的に実施する。

### 1 普及及び広報担当機関

防災知識の普及及び広報事務については、担当するそれぞれの機関において、適宜の方法により行う。町においては総務班及び関係部署において実施する。

### 2 普及及び広報の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体の利用等により行う。

- (1) 町広報誌、広報資料等による普及
- (2) ハザードマップの作成及び配布等による周知
- (3) 映画、スライド等による普及
- (4) 広報車による普及
- (5) 講習会、展示会、展覧会等の開催による普及

### 3 広報の内容

防災知識の普及は、特に防災関係職員及び町民に対して、重点的に行うものとして、その内容はおおむね次のとおりとする。

#### (1) 町地域防災計画の概要

玉村町地域防災計画の要旨の公表は、玉村町防災会議が町地域防災計画を作成し、また、修正したときは、その概要を周知する。

#### (2) 災害予防の概要

各世帯における防災知識の普及と予想される防止事項について、関係機関及び各世帯まで徹底するよう努める。

#### (3) 災害時の心得

各世帯で特に承知し、又は準備しておく次の事項について、徹底するよう努める。

- ① 気象注意報・警報等の種別とその対策
- ② 避難する場合の携行品
- ③ 避難予定場所と経路等
- ④ 災害時に家庭で準備すべきもの
- ⑤ 被災世帯の心得ておくべき事項

#### (4) 一般住民に対する防災知識の普及

災害から住民の生命、身体、財産を保護することは、町に課せられた重要な使命であるが、災害

対策の万全を期すためには、あわせて住民一人一人が正しい防災知識を持ち、自らの安全は自らで守るという防災意識の高揚を図ることが重要である。

このため、町では、

- ◎ 3日分の食料を家庭内で備蓄する
  - ◎ 家庭内の非常持ち出し物資の点検
  - ◎ 家庭内で非常時の対応を話し合っておく
- を重点に、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

## 第8節 住民、事業所等による防災活動推進計画

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて、地域住民の一人ひとりが防災についての正しい知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自ら守る」ということである。住民はこの原点に立って、日ごろから食料の備蓄など、自主的に災害に備えるとともに、町が行う消火・救援活動などの防災活動と連携・協力し、被害を軽減するため、防災知識・技能を身につけ、家庭、地域、職域等で実践し、住民自ら被害の事前防止及び拡大防止に努めなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

### 1 町民の果たすべき役割

町民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後にいたるまで可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

#### (1) 平常時から実施する事項

- ①防災に関する知識の吸収
- ②家庭における防災の話し合い
- ③災害時の避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- ④耐震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入
- ⑤家屋の補強等
- ⑥家具その他落下倒壊危険物の対策
- ⑦飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日分備蓄の励行）
- ⑧非常持ち出し物資の準備・点検

#### (2) 災害発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。

- ①正確な情報把握
- ②火災予防措置
- ③適切な避難
- ④自動車運転の自粛

#### (3) 災害発生後に実施が必要となる事項

- ①出火防止及び初期消火

- ②負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ③秩序ある避難生活
- ④自力による生活手段の確保

## 2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、町内会あるいは学区単位に、「自分たちの町は、自分たちで守ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図る。

### (1) 平常時の活動

- ①防災知識の普及
- ②火気使用設備器具等の点検
- ③防災に必要な物資及び資器材の備蓄
- ④防災訓練の実施

### (2) 災害時の応急活動

- ①情報の収集及び伝達
- ②出火防止及び初期消火
- ③要配慮者をはじめとする住民の避難・誘導
- ④被災者の救護・救出、その他の救助
- ⑤給食及び給水
- ⑥衛生

## 3 自主防災組織の結成及び育成・指導

町は、町内の自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図る。

- (1) 自主防災組織の結成、防災活動に必要な資器材の整備等の助成に努める。
- (2) 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

## 4 自衛防災組織の活動

事業所等の防火管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため自主的な自衛防災組織を作り、おおむね次の自主防災活動をそれぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 従業員等の防災教育
- (2) 情報の収集、伝達体制の確立
- (3) 火災その他の災害予防対策
- (4) 避難体制の確立
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 応急救護等
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

## 第9節 罹災救助基金積立計画

町は、災害救助関係の費用の支弁に要する財源に充てるため、罹災救助基金の的確な運用を図る。

### 1 罹災救助基金の運用方法

確実な銀行への預金又は災害救助法(以下「救助法」という。)23条第1項に規定する救助の実施に要する給与品の事前購入に充てる。

### 2 罹災救助基金の管理

- (1) 罹災救助基金の管理は町が行い、管理に要する費用は罹災救助基金から支出する。
- (2) 罹災救助基金の設置管理及び処分に関しては、「玉村町罹災救助基金の設置及び処分に関する条例」の定めるところによる。

## 第10節 資材、器材等の点検整備計画

災害予防責任者は(基本法47条)保有する災害応急対策に必要な資材、器材ならびに施設を災害時に、その機能を有効に使用できるよう常時次により点検整備を行う。

### 1 点検整備を要する主たる資材、器材等

- (1) 水防用備蓄資材、器材
- (2) 救助法による被服等生活必需品
- (3) 救助用資材、器材及び医療品等
- (4) 避難設備
- (5) 防疫用資材、器材
- (6) 給水用資材、器材
- (7) 消防用資材、器材
- (8) 備蓄食料
- (9) たん水防除用資材
- (10) 災害警備実施活動用資材、器材
- (11) その他電気、ガス、水道、通信、気象観測、交通施設復旧に必要な資材、器材

### 2 実施機関

資材、器材等を保有する各機関とする。

### 3 実施期日

各機関は、毎年5月(警察を除く。)中に実施し、整備を完了する。ただし、災害事案発生のおそれがある場合は、状況に応じ随時実施する。

### 4 実施内容

点検、整備は次の事項に留意し実施する。

(1) 資材、器材等

- ①規格ごとの数量の確認
- ②不良品の取り替え
- ③薬剤等の効果測定
- ④その他の必要な事項

(2) 機械類

- ①不良箇所の有無及び故障の整備
- ②不良部品の取り替え
- ③機能試験の実施
- ④その他の必要な事項

## 第 1 1 節 通信手段確保計画

災害時の情報収集・応急対策活動の実施には、通信の確保が不可欠である。町及び防災関係機関は、災害時の通信確保のため、通信施設の整備拡充及び防災構造化を図るとともに、通信施設・手段の複数化、通信機器の備蓄、運用等について、定めておく。

### 1 通信施設の整備及び管理・保全の徹底

町及び防災関係機関は、災害時における通信手段確保のため、通信連絡施設の整備拡充及び防災構造化に努めるとともに、予備電源の確保、点検・整備の実施等施設の管理保全の徹底を図るものとする。また、通信施設が被災した場合は、迅速な復旧を図る体制を強化し、通信の確保を図るものとする。

### 2 通信施設の複数化

町及び防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し

- サブセンターの設置
- 防災行政無線の複数系統化等、代替通信施設の整備に努める。

### 3 パソコンネットワークシステムの構築

県、町、消防、警察等の機関を結ぶパソコンネットワークを構築し、情報管理の一元化を図る。

### 4 通信機器調達体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合に必要とされる通信機器の備蓄又は調達に関する体制の整備を図る。

## 第12節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

特に、要配慮者のうち災害時における避難の際に支援が必要な者、いわゆる避難行動要支援者の支援については、近隣での助け合いが重要であり、災害発生前からの取り組みが重要視されている。

このため、町、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素より連携して避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行う。

なお、避難行動要支援者の具体的な支援については、別に定める。

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

東日本大震災や、過去の大規模な震災・風水害等においては、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、町は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するものとし、その更新は年1回とする。但し、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

#### (1) 名簿に登載する者の範囲

高齢者や障害者等要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者とし、その範囲は生活の基盤が自宅にあり、具体的には以下のとおりとする。

- ① 要介護認定者（要介護3～5）
- ② 身体障害者手帳1・2級を所有する者
- ③ 療育手帳Aを所有する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所有する者
- ⑤ ひとり暮らしの高齢者（75歳以上を基本情報とします。）
- ⑥ その他、町長が特に必要があると認めた者

#### (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する、住所、氏名、性別、年齢、生年月日、避難行動要支援者区分、電話番号、緊急時の連絡先、避難支援者の有無、その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項を記載し、又は記録する。

個人情報の入手方法は、次に掲げる健康福祉課等の通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報が名簿の作成に必要なと認められるときは、県知事に対して情報提供を求める。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。

- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ③ ひとり暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、ひとり暮らし高齢者基礎調査のデータにより把握する。
- ④ 民生・児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。
- ⑤ 福祉団体など関係団体からの情報収集により把握する。
- ⑥ 避難行動要支援者本人から同意を得て把握する。

### (3) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠であり、実効性のある避難支援を実施するため、避難支援等関係者については以下のとおりとする。

- ① 自主防災組織
- ② 民生・児童委員
- ③ 社会福祉協議会
- ④ 消防署
- ⑤ 消防団
- ⑥ 警察署
- ⑦ 上記のほか避難支援に携わるもので町長が避難支援に関し必要と認める者

### (4) 避難支援関係者への事前の名簿提供

避難行動要支援者名簿制度は、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することにある。

このことから、町は、作成した避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者に関する情報が地域の支援者等にも適切に提供され、災害発生時に名簿情報が最大限活用されるために、平常時から避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについては、事前に要支援者本人の同意を得る必要がある。

### (5) 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、町は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

また、名簿情報の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催する、避難

支援等関係者が集まる機会を捉えて説明するなど、個人情報取扱いについて周知徹底を図る。

## 2 緊急連絡体制の整備

町は、在宅の要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるように要配慮者への情報伝達に配慮する必要がある。要配慮者への情報伝達については、避難支援等関係者による伝達方法が重要かつ実行力のある伝達手段であるため、地域の実態にあわせ家族や地域の協力のもとに災害緊急連絡網（町内会連絡網）を整備するなど緊急連絡体制の確立を図る。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

## 3 避難支援体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、地域において避難行動要支援者名簿を活用し地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制を強化・推進する。

なお、体制の強化・推進にあたっては、次の事項に留意する。

### (1) 避難勧告等の伝達体制の整備

町長が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めるよう努める。

### (2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的化するよう努める。

### (3) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

### (4) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、避難行動要支援者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

### (5) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

## 4 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

## 5 環境整備

町は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及びわかりやすい避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

## 6 福祉避難所

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定・整備を行う。

### (1) 福祉避難所の指定

福祉避難所として指定した町有施設のほか、社会福祉法人等の協力を仰ぎ、空いている建物や部屋を借りるなど、福祉避難所として活用できるようにあらかじめ依頼する。

### (2) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

## 7 人材の確保

町は、県及び他市町村と連携し、避難行動要支援者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

## 8 要配慮者利用施設管理者との連携

### (1) 要配慮者利用施設の安全性の確保

高齢者や障害者が入居している要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、地震、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。

### (2) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

- ① 施設の立地環境による災害危険性(地震や洪水等)の把握及び職員への周知
- ② 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ③ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- ④ 施設周辺のパトロール体制の整備
- ⑤ 避難所及び避難経路の確認
- ⑥ 避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ⑦ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- ⑧ 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ⑨ 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ⑩ 防災訓練等防災教育の充実
- ⑪ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- ⑫ 燃料の調達体制の確保

### (3) 町の支援

- ① 町は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（地震や洪水等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供する。
- ② 町は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ③ 町は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を速やかに伝達する体制を整備する。

### (4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の自衛水防

要配慮者については、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、

深刻な被害が発生するおそれがあることから、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等は水防法第15条の3により避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を行う。なお、自衛水防組織の設置に努める。

## 9 消防及び警察の支援

消防及び警察は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行う。

- (1) 緊急時における消防・警察と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- (2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- (3) 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

## 10 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

## 11 防災教育及び啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

## 第13節 帰宅困難者対策

通勤や通学、買物及び観光などの出先で地震やその他災害に遭遇し、交通機関や道路連絡網が被災した場合に、自宅に帰ることができない人を「帰宅困難者」と呼んでいる。東京都の調査では、自宅までの距離が10km以内であれば全員徒歩による帰宅が可能であるが、10kmから1km増すごとに10%が帰宅不可能となり、20kmを超えると全員が帰宅困難者となると想定している。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、保護支援などを平素より検討しておく必要がある。

### 1 予測される事態

- ① 群集の発生
- ② 安否確認電話の集中
- ③ 自動車内待機者の発生
- ④ 帰宅行動の開始
- ⑤ 帰宅困難者の発生
- ⑥ 公的施設や民間施設等への集中
- ⑦ 交通渋滞

### 2 帰宅困難者に対する対策

- ① 普及啓発
- ② 一時避難施設の提供
- ③ 事業所・集客施設における対策
- ④ 情報提供の体制づくり
- ⑤ 徒歩帰宅者の支援対策

# 第2編

## 震災対策編

# 第1章 地震防災施設等整備計画

## 第1節 防災業務施設の整備

防災業務施設の整備については、「玉村町耐震改修促進計画」など本町における他の計画と連携をとり、整合を図り整備する。

### 1 消防用施設の整備

#### (1) 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、災害に対応した救助資機材搭載消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式動力ポンプ等の消防施設の整備を図る。

#### (2) 整備の内容

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプを整備する他、コミュニティ防災センター等を整備する。

### 2 通信施設の整備

#### (1) 事業の目的

地震災害時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要なメール配信システムや防災行政無線施設その他の施設について整備の促進を図る。

### 3 地域防災拠点施設の整備

#### (1) 事業の目的

地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設について整備の促進を図る。

#### (2) 整備の内容

「地域防災センター」を防災拠点施設として、町内に広域的に整備を図る。

### 4 備蓄倉庫の整備

#### (1) 事業の目的

地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資器材等の物資の備蓄倉庫について整備の促進を図る。

#### (2) 整備の内容

地域の防災拠点施設として位置づけた町有施設に備蓄倉庫を整備する。

### 5 被災者の安全を確保するための施設及び施設の整備

#### (1) 事業の目的

地震災害時における飲料水、電源の確保等、被災者の安全を確保するための施設及び設備について整備の促進を図る。

#### (2) 整備の内容

飲料水及び電源の確保等に必要となる井戸、貯水槽、水泳プール、浄水機、自家発電設備、その他の

施設及び設備の整備を図る。

## 6 防災上重要な建物の整備

### (1) 事業の目的

防災上重要な建物で地震防災上改築又は補強を要するものについて整備の促進を図る。

### (2) 整備の内容

公的医療機関その他政令で定める医療機関、社会福祉施設、町立小中学校のうち、改築又は補強を要するもの及びその他の不特定多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するものの整備を図る。

※ 政令で定める医療機関とは、地震防災対策特別措置法第3条第1項第7号の政令で定める医療機関とする。(国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院(これらの病院のうち、国、労働福祉事業団及び医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項各号に掲げる者の開設するものを除く。)とする。)

## 7 応急救護施設等の整備

### (1) 事業の目的

負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等、地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資器材について整備の促進を図る。

### (2) 整備の内容

自主防災組織等が、地震災害時に負傷者を一時的に収容及び保護するための応急的な措置に必要なバール、ノコギリ、スコップ、斧、ジャッキ、発動発電器等と、これらを収納する倉庫などの設備及び資器材を整備する。

## 第2節 避難地・避難路の整備

### 1 避難地の整備

#### (1) 事業の目的

避難困難地区の解消、収容能力の増強等避難危険の解消を図る。

#### (2) 整備の内容

安全かつ適正な避難地の確保を図る。

### 2 避難路の整備

#### (1) 事業の目的

避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図るため避難路について整備の促進を図る。

#### (2) 整備の内容

多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認められる道路について、拡幅改良、老朽橋の架け替え等の促進を図る。

## 第3節 緊急交通路等の整備

### 1 緊急交通路の整備

#### (1) 事業の目的

緊急交通を確保するために必要な道路及びヘリポートの整備を図る。

#### (2) 整備の内容

地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備等を図る。

### 2 消防活動の困難を解消するための道路整備

#### (1) 事業の目的

消防活動が困難である地域の解消に資する道路を整備する。

#### (2) 整備の内容

住宅密集地等で道路が狭く、消防活動が困難である地域の拡幅改良等道路の整備を図る。

## 第4節 地震防災上必要なその他の施設等の整備

### 1 家屋密集地域の地震防災上必要な施設等の整備

#### (1) 事業の目的

地震発生時に大きな被害の発生が予想される老朽住宅密集市街地に対する地震防災対策及び家屋の密集している地域の防災対策上必要な施設の整備を図る。

#### (2) 整備の内容

老朽住宅密集市街地に対する地震防災対策を推進するほか、家屋の密集している地域の防災対策上必要な施設の整備を図る。

### 2 公益物件収容施設の整備

#### (1) 事業の目的

ライフライン等の保護、電柱の倒壊等による危険防止及び道路機能を維持するため公益物件収容施設の整備を図る。

#### (2) 整備の内容

共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設の整備を図る。

## 第5節 震災対策における活動体制の確立

### 1 活動体制の確立

町長は、地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確に災害応急活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、二次災害防止も踏まえ、職員の動員配備を行う。

なお、活動組織の設置（災害対策本部等）については、第4編「災害応急対策・復旧計画編」に、定める。

## 第6節 震災対策における普及・啓発

防災知識普及計画に定めるところにより、震災対策の周知徹底に努める。  
震災対策として、例示すると次のようなことが考えられる。

- ① 自主防災(組織)の推進
- ② 身の安全の確保
- ③ 火の始末
- ④ 出口の確保
- ⑤ 消火
- ⑥ 落ち着いた行動
- ⑦ 倒壊のおそれがある場所への注意
- ⑧ 家具の固定
- ⑨ 住宅の耐震化や塀の強化
- ⑩ 家族会議の推進（集合場所）
- ⑪ 伝言ダイヤルの周知
- ⑫ その他

# 第3編

## 風水害等対策編

# 第1章 水防計画

## 第1節 水防計画

水防計画については、水防法第32条の規定に基づき、別に定める「玉村町水防計画」による。ただし、基本法に基づく玉村町災害対策本部が設置されたときは、移行する。

## 第2節 水害対策

町は、水害対策として、次のことに努める。

- 1 治水対策の推進
  - 2 水防体制の充実
  - 3 浸水想定区域における避難確保措置
- (1) 洪水ハザードマップの普及

平成21年9月に毎戸配布した洪水ハザードマップを活用し、これらの河川のはん濫により想定される浸水区域や洪水時避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路などを、町民等に対し周知徹底する。

- (2) 浸水想定区域対策

新たに水防法による浸水想定区域の指定があったときは、同法に基づき、浸水想定区域ごとに、避難所その他避難確保のため必要な事項を、町広報誌、洪水ハザードマップ等により住民へ周知する。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項
- ③ 要配慮者利用施設（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等

- (4) 情報収集・伝達方法の確保

- 4 避難確保計画の作成指導等

浸水想定区域内に地下街等が建設される場合、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示する。

なお、本篇に定める他、「水防計画」、「避難勧告等の判断伝達マニュアル」、「洪水ハザードマップ」、「災害時要援護者避難支援プラン」、「災害につよい町づくり計画（水害対策）」等により、予防、浸水想定区域対策及び水害対策を図る。

# 第4編

## 災害応急対策 ・復旧計画編

# 第1章 災害応急対策計画

## 第1節 組織計画

### 1 初動体制の確立

町長は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害応急活動を行うため、災害発生規模に応じた活動の設置、職員の動員配備を行う。

(1) 実施担当機関 各課、関係機関

(2) 対策の体系

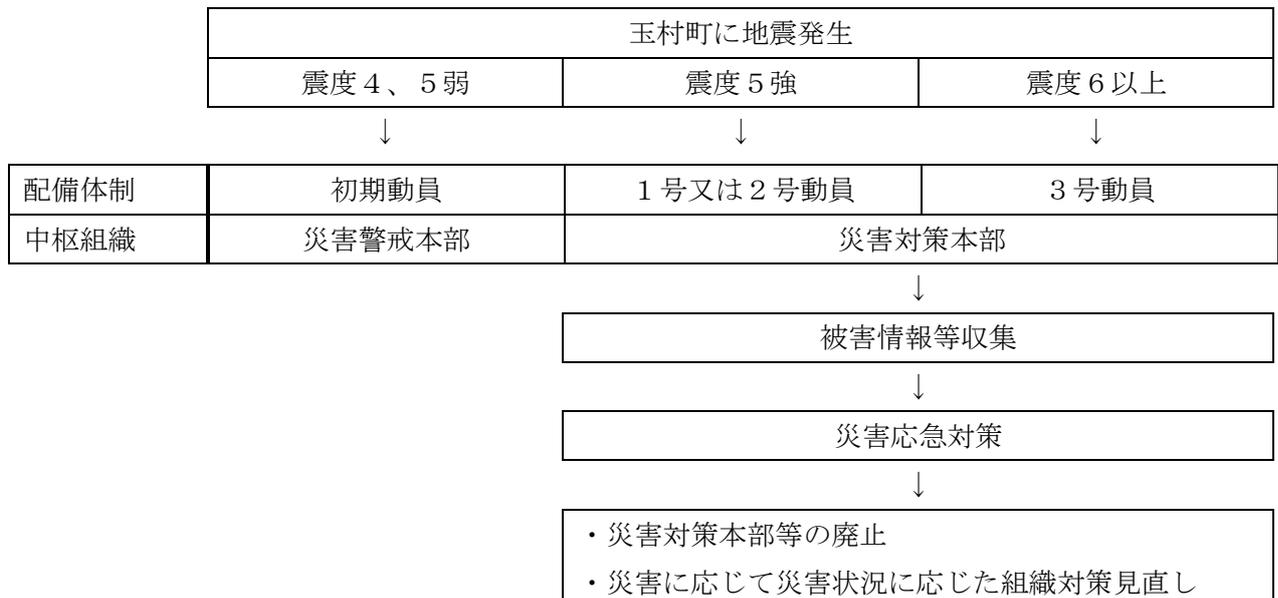
(組織動員)

- ・初動体制（現地情報の収集）
- ・災害対策本部の設置
- ・災害警戒本部の設置
- ・小災害への対応
- ・災害救助法の適用等
- ・動員計画
- ・平常業務の機能 ※ 内容説明 後述
- ・福利厚生 ※ 内容説明 後述

(3) 震度による設置の基準

- ①玉村町に震度4、5弱の地震発生 → 初動動員（災害警戒本部の自動設置）
- ②玉村町に震度5強の地震発生 → 1号動員又は2号動員（災害対策本部の自動設置）
- ③玉村町に震度6以上の地震発生 → 3号動員（災害対策本部の自動設置）
- ④その他 → 本部長の判断による

(4) 災害対策本部体制の流れ



## 2 玉村町災害対策本部

玉村町災害対策本部の組織等は条例及び本計画の定めるところによる。

### (1) 設置基準

災害対策本部、現地災害対策本部の設置基準は次による。

#### ①災害対策本部

- ・玉村町に震度5強以上の地震が発生したとき。 ※ 1(3)、(4)参照
  - ・群馬県（危機管理室）に、本町地域に係る災害対策本部が設置されたとき。
  - ・町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
  - ・被害が発生、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると町長が認めたときは「玉村町災害対策本部」を設置する。また、前記の外、著しく激甚な災害により全庁的に特に応急対策を必要とする場合に設置する。
- ※ 水防に関しては、水防計画を適用する。ただし、基本計画に基づき、災害対策本部が設置された場合は、移行する。

#### ②現地災害対策本部

災害地が本部から遠隔の場合は、もしくは本部長より設置を指示された場合、災害主要地に設置する。

### (2) 廃止基準

- ・災害のおそれがなくなったとき、もしくは災害発生後における措置がおおむね完了したとき。
- ・調査の結果、大きな被害がないと本部長（町長）が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した体制に移行する。

### (3) 設置場所

災害対策本部は、玉村町役場庁舎内に設置する。なお、激甚災害等により、庁舎内に災害対策本部を設置できない場合には、玉村町文化センターに設置する。

### (4) 災害対策本部体制が確立されるまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部が確立できない場合は、登庁した全職員が災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合は、先着上級幹部または総務課長）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行う。

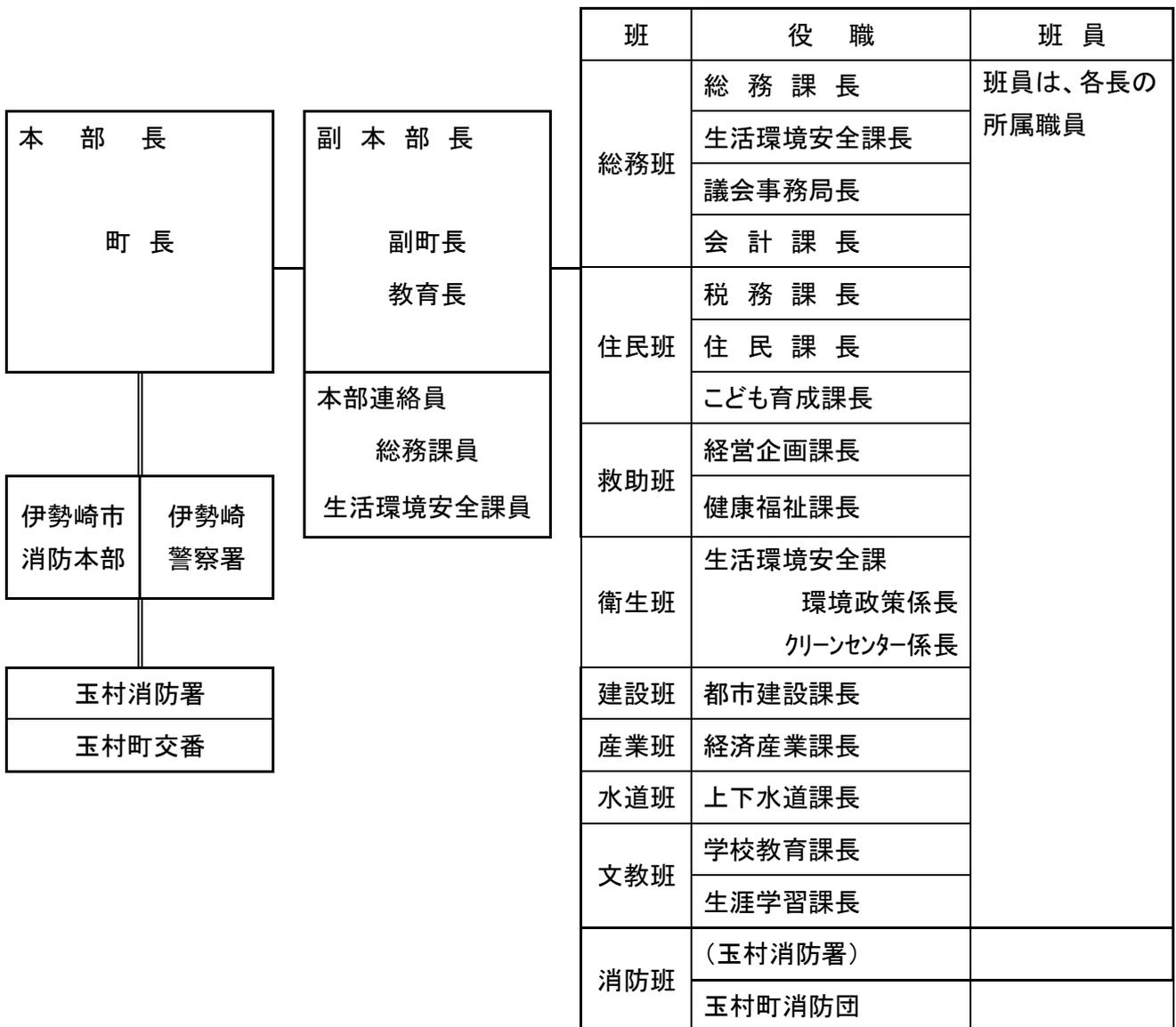
- ①登庁職員の把握と任務付与
- ②通信、報告、連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名
- ③被害実態の把握（情報の収集）
  - ◎県からの収集
  - ◎警察署からの収集

- ◎消防署からの収集
- ◎報道機関からの収集
- ◎消防防災関係機関からの収集
- ◎職員の実査による収集
- ④被害状況の報告、連絡、応援要請
  - ◎県及び防災関係機関等への報告、連絡
  - ◎自衛隊、相互応援協定締結と検討に対する応援要請

(5) 自衛隊連絡室の設置

自衛隊との情報交換を迅速、的確に行うとともに、自衛隊に関する災害派遣及びこれに基づく自衛隊の活動などが適切に実施されるよう、町災害対策本部設置とともに、同本部内に自衛隊幹部が常駐する自衛隊連絡室を設置し、町災害対策本部と自衛隊の連携を強化する。

(6) 本部の組織編成



事務局 連絡員	総務課 秘書広報係長
	生活環境安全課 消防防災係長
本 部 連絡員	総務課 行政係長
	総務課 職員係長
	総務課 財政係長
	総務課 契約管財係長
	経営企画課 情報統計係長
	生活環境安全課 交通防犯係長

(本部長不在のときは、副本部長が職務を代理し、順位は副町長、教育長の順とする。)

(7) 本部室

本部室は、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項をつかさどる。

(8) 本部連絡員

①本部長は本部連絡員を配置する。

②本部連絡員は、本部長の命を受けて各班相互間の連絡及び各種の情報収集の事務を担当する。

(9) 本部室、各班の連絡方法

本部室と各班との連絡は、本部連絡員を通じて行う。

(10) 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、または本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

(11) 本部の各班及び事務分掌

次頁からの表を参照

本部の各班及び事務分掌

(◎は班長、その他は副班長とする)

班	事 務 分 掌
<p>総 務 班 (◎総務課長) ( 生活環境安全課長) ( 議会事務局長) ( 会計課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の庶務及び各班の総合調整に関する事</li> <li>2. 国及び県関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>3. 防災会議との連絡調整に関する事</li> <li>4. 消防機関及び消防団との連絡調整に関する事</li> <li>5. 気象情報の受信及び伝達に関する事</li> <li>6. 災害情報及び被害状況の取りまとめに関する事</li> <li>7. 町有財産関係の災害情報の収集及び災害復旧に関する事</li> <li>8. 災害対策に係る予算措置に関する事</li> <li>9. 町有車の集中管理及び人員、物資の輸送に関する事</li> <li>10. 自衛隊及び県防災ヘリコプターの派遣要請に関する事</li> <li>11. 災害の記録及び広報に関する事</li> <li>12. 避難所の運営に関する事</li> <li>13. 救援物資の保管及び受払いに関する事</li> <li>14. 義援金品の募集及び配分に関する事</li> <li>15. その他いずれの班にも属しない事項に関する事</li> </ol>
<p>住 民 班 (◎税務課長) ( 住民課長) ( 子ども育成課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人的被害及び家屋、家財被害情報の収集に関する事</li> <li>2. 避難所における避難者の誘導及び把握に関する事</li> <li>3. 災害による町民税の減免に関する事</li> <li>4. 罹災証明の発行に関する事</li> <li>5. 外国人に対する情報提供に関する事</li> </ol>
<p>救 助 班 (◎健康福祉課長) ( 経営企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助の総合調整に関する事</li> <li>2. 医療及び防疫関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>3. 避難所における避難者の健康状況の把握に関する事</li> <li>4. 感染症等の予防に関する事</li> <li>5. 心のケア等を含む健康保健相談に関する事</li> <li>6. 炊出し等食料供給に関する事</li> <li>7. 食品衛生の確保に関する事</li> <li>8. 医薬品等救助物資の調達及び供給に関する事</li> <li>9. 社会福祉施設関係の災害情報に関する事</li> <li>10. 要配慮者の生活状況の確認及び配慮に関する事</li> <li>11. ボランティア活動の支援及び調整に関する事</li> <li>12. 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>
<p>衛 生 班 (生活環境安全課 ◎環境政策係長 クリーンセンター係長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 衛生環境関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2. 環境汚染に係る災害応急対策に関する事</li> <li>3. ごみ、し尿及び塵芥の処理に関する事</li> <li>4. 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>

<p>建設班 (◎都市建設課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共土木施設関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2. 公共土木施設に係る災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>3. 建設業者に対する連絡調整及び協力要請に関する事</li> <li>4. 水防計画の実施に関する事</li> <li>5. 道路交通の禁止、制限及び交通の確保に関する事</li> <li>6. 町営住宅の災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>7. 応急仮設住宅の建設に関する事</li> <li>8. 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>
<p>産業班 (◎経済産業課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業及び畜産関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2. 被災農地及び農業施設の応急措置に関する事</li> <li>3. 被害農作物の応急措置に関する事</li> <li>4. 被害農作物用農薬及び肥料の供給指導に関する事</li> <li>5. 被災畜産施設の応急措置に関する事</li> <li>6. 家畜の防疫に関する事</li> <li>7. 災害時における飼料の供給に関する事</li> <li>8. 応急食料等の調達配給に関する事</li> <li>9. 商工業関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>10. 燃料、生活必需品の調達及び供給に関する事</li> <li>11. 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>
<p>水道班 (◎上下水道課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2. 水道施設に係る災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>3. 飲料水の確保及び供給に関する事</li> <li>4. 被災地の水質調査に関する事</li> <li>5. 下水道施設関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>6. 下水道施設に係る災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>7. その他水道事業全般に関する事</li> </ol>
<p>文教班 (◎学校教育課長) (生涯学習課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2. 児童、生徒及び教職員の安全の確保に関する事</li> <li>3. 応急教育の実施に関する事</li> <li>4. 教科書、学用品等の調達及び配分に関する事</li> <li>5. 社会教育施設関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>6. 文化財関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>7. 文化財に係る災害応急対策に関する事</li> <li>8. 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>
<p>消防班 (◎玉村消防署長) (玉村町消防団長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災時の消火活動に関する事</li> <li>2. 水防その他災害の警戒、防御及び応急復旧に関する事</li> <li>3. 被災地における避難誘導、救出及び財産確保に関する事</li> <li>4. その他消防業務全般に関する事</li> </ol>

### 3 災害対策本部が設置されない場合の対応

災害対策本部を設置するに至らない災害発生に対しては、その規模、実態に応じて災害対策本部の組織、編成、事務分掌に準じて適宜計画するが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 警戒本部の設置基準

- ・ 警報の発令等により災害情報の収集など警戒態勢を必要とした場合、副町長及び防災主管課長が協議のうえ、必要に応じ警戒本部を設置する。
- ・ 玉村町に震度4、5弱の地震が発生したとき
- ・ 被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係課局室相互の緊密な連絡・調整を図るため、防災部局と関係部局が協議の上必要と認めたとき。

#### (2) 警戒本部の組織、編成、事務分掌

警戒本部の組織、編成は、副町長及び防災主管課長が協議のうえ、必要最小限の所要人員をもって対処するものとし、主として情報収集、関係機関との連絡調整、その他所要の警戒措置を行う。各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずる。

#### (3) 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合の対応

本配置による場合の組織、編成については、副町長及び防災主管課長 協議のうえ、災害対策における組織、編成について、最小限の所要人員をもって対処する。

事務分掌は、災害対策本部に準ずる。

なお、小災害と判断した場合、災害の種別により判断し、最も被害の多い関係班を主体として処理する。

### 4 災害救助法の適用等

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

#### (1) 実施機関

救助法による救助の実施は知事が行う。ただし、町長は知事からの救助の一部を委任されたときは、知事の補助機関として実施する。

#### (2) 救助法の適用基準

資料編に別に定める。

#### (3) 算定基準

資料編に別に定める。

#### (4) 救助の種類

資料編に別に定める。

#### (5) 適用手続き

町長は、町の災害の規模が救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、県（危機管理室）に救助法の適用手続きを行う。

## 5 関係機関への通報

災害対策本部及び警戒本部が設置されたときは、防災主管課長は必要に応じ、直ちに県等関係機関にその旨通報する。

## 第2節 動員計画

災害対策のための動員は、本計画の定めるところによる。

### 1 災害対策本部設置前の警戒配備

各課・局・所長は災害対策本部設置前においても常に気象状況、その他災害現象に注意し、災害発生に対処できるよう準備を整えておくこと。

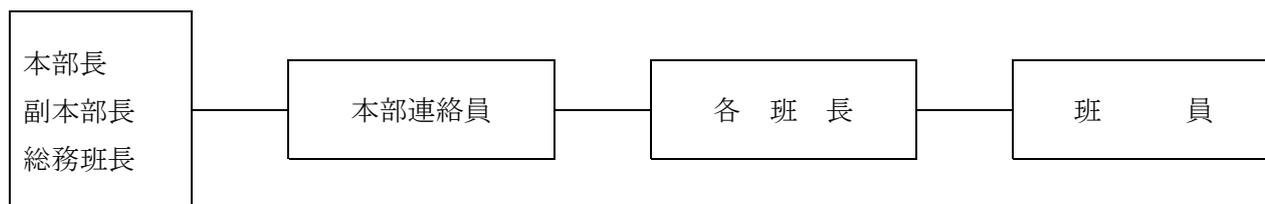
### 2 災害が発生することが予想される場合の配備体制基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備体制は次表のとおりとする。

配 備	配 備 基 準	配 備 内 容
初期動員	災害が発生し、又は警報、地震情報等が発表され、災害が発生するおそれがあり、必要と認められる場合	災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施できる体制 (原則として全職員の10%)
1号動員	相当規模の災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、初期動員では対応できない場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施できる体制 (原則として全職員の25%)
2号動員	かなりの規模の災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、1号動員では対応できない場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施できる体制 (原則として全職員の50%)
3号動員	大規模の災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、2号動員では対応できない場合	災害対策本部を設置し、全職員をあげて災害応急対策を実施できる体制 (全職員)

### 3 動員の系統

職員の動員は、本部長の配置決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



#### 4 動員の伝達

各班の動員の伝達は、次の方法による。

- (1) 本部長の決定に基づき、各班長に伝達するとともに、在庁時にあつては庁内放送を通じて庁内各班に伝達する。勤務時間外においては、職員緊急参集システム（電子メール）や電話等で伝達する。
- (2) 各班長は、配備及び動員の伝達を受けたときは、すみやかに所属班員に伝達するとともに、必要な事項を示達する。
- (3) 地震による動員の伝達は、職員緊急参集システム（電子メール）、電話等により各班長に伝達するが、いずれの伝達も受け入れられない場合も予想されるので、次の基準により自主登庁する。
  - 震度4，5弱 初期動員 （10%）該当職員が登庁
  - 震度5強 1号動員 （25%）該当職員が登庁
  - 2号動員 （50%）該当職員が登庁
  - 震度6弱以上 3号動員 （全職員）該当職員が登庁

#### 5 動員体制の整備

各所属長は、所属職員一人一人に動員区分と職務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速・的確な動員が行われるよう、所属職員の動員計画表あるいは連絡系統図を作成し、常に動員体制の整備に努める。

#### 6 動員の方法

- (1) 動員の伝達  
動員の伝達は、職員緊急参集システム（電子メール）や電話を通じて行う。
- (2) 登庁場所  
動員の伝達を受けた職員は、可能な限り役場に登庁する。出先の課長、所長等は、施設の災害状況を把握した後、役場に登庁する。
- (3) 登庁の方法  
登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常交通手段の他、徒歩、あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮すること。
- (4) 登庁時の留意事項  
登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部に報告すること。
- (5) 登庁の免除等  
災害により、本人又は家族が中傷以上のケガを負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受ける。

## 7 動員数

各班別の動員数、ならびに配備体制の基準に応じた動員可能職員数及び各号動員人数は次表のとおりである。動員数は、被害の状況に応じて、その都度本部長の指示によって増減することができる。

(※ 本表は、玉村町危機管理対策本部表を基にした H24. 4. 1 の体制である。) 資料参照

班名	担当	人員	初期動員 ( 10% )	1号動員 ( 25% )	2号動員 ( 50% )	3号動員 ( 全員 )
総務班 (34)	総務課	17				
	生活環境安全課 (クリーンセンター除)	9				
	議会事務局	3				
	会計課	5				
住民班 (92)	税務課	21				
	住民課	17				
	子ども育成課	54				
救助班 (34)	健康福祉課	26				
	経営企画課	8				
衛生班 (2)	クリーンセンター (総務班が応援対応)	2				
建設班 (17)	都市建設課	17				
産業班 (10)	経済産業課	10				
水道班 (10)	上下水道課	10				
文教班 (40)	学校教育課	23				
	生涯学習課	17				
消防班 (179)	玉村消防署	24	2	状況により要請	同左	24
	玉村町消防団	155	5		同左	155
合計		418	24	75	136	419

## 8 職員の派遣（応援要請）

町長は、災害応急対策実施のため職員の派遣を求める必要のあるとき、又は職員があっせんを求める必要があるときは、基本法の規定に基づいて行う。

派遣職員の取扱いについては、基本法、地方自治法、玉村町職員の給与に関する条例その他の法令に定めるところによる。

### (1) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣の要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところ

により、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して町の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。〔特定公共機関〕という。))に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

(基本法第29条関係)

(2) 職員の派遣のあっせん(指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣)

都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

(基本法第30条関係)

(3) 他の市町村長等に対する応援の要求

町長は、当該町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた町長の指揮の下に行動する。

(基本法第67条関係)

(4) 県知事等に対する応援の要求等

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(基本法第68条)

(5) 自衛隊への災害派遣の要請の要求等

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

町長は、前文の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

町長は、前文の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

## 9 平常業務の機能

3号動員体制下では、災害発生からの時間経過とともに、対策本部協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を開始する。

### 10 福利厚生

災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力を持続させるため、健康管理、勤務条件を考慮し、活動への長期化への対処、及び他の市町村職員等の受け入れに際し、福利厚生の充実を図る。

#### (1) 宿泊施設等の指定

- ① 宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設、町営住宅の利用、民間施設等を随時、借り上げによって確保する。
- ② 確保、全体管理、調整について、総務班が総括する。

#### (2) 夜食等の調達

災害対策従事者への食事等の配給については、総務班、救助班等が調整のうえ、関係業者から調達し、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

### 11 腕章及び標旗

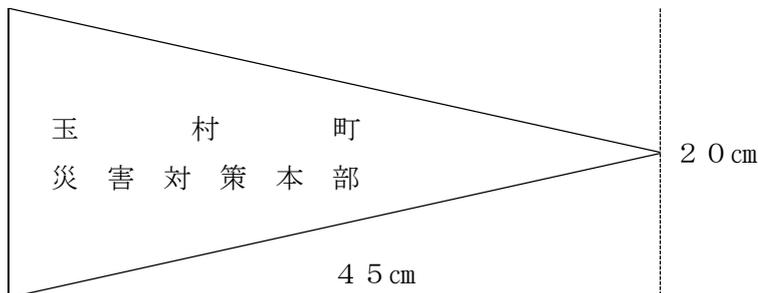
本部の職員が災害応急対策活動に従事するとき及び本部で使用する車両には、活動の円滑化のため、次の腕章及び標旗をつける。

#### (1) 腕章

( 本 部 長 用 )	( 副 本 部 長 用 )	( 班 長 、 班 員 用 )
玉村町災害対策本部 本 部 長	玉村町災害対策本部 副 本 部 長	玉 村 町 災 害 対 策 本 部

- 備考 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。  
2 文字の色彩は黒色とし、地の色彩は白色とする。

#### (2) 標旗



- 備考 文字の色は黒色とし、地の色は黄色とする。

### 第3節 気象注意報・警報等伝達計画

気象業務法等関係法令に基づき発表される注意報・警報並びに地震、火山情報の迅速かつ正確な通報・伝達体制等は本計画に定めるところによる。

#### 1 気象注意報・警報等の伝達体制の整備

##### (1) 体制の整備

町長は、気象注意報・警報等の発受伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を常時整備しておく。

#### 2 注意報の種類及びその発表基準

災害発生のおそれがある場合に、おおむね次の基準により前橋地方气象台が発表する。

種 類	発 表 基 準	
気 象 注 意 報	大雨注意報	1. かなりの降雨があつて被害が予想される場合 2. 次のいずれかをこえると予想される場合 1時間雨量：30mm、3時間雨量：60mm、24時間雨量：80mm
	洪水注意報	1. 大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのため河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって災害が起こるおそれのあると予想される場合に行う 2. 次のいずれかをこえると予想される場合 1時間雨量：30mm、3時間雨量：60mm、24時間雨量：80mm
	大雪注意報	1. 大雪によって被害が予想される場合 2. 24時間の降雪の深さが10cmをこえると予想される場合
	強風注意報	1. 平均風速がおおむね13m/sを超え、強風による被害が予想される場合
	風雪注意報	1. 平均風速がおおむね13m/sを超え、雪を伴い、被害が予想される場合
	濃霧注意報	1. 濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 2. 視程が100メートル以下になると予想される場合
	雷注意報	1. 雷雨等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	1. 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 2. 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下になると予想される場合
	着氷注意報	1. 着氷が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合
	着雪注意報	1. 着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合
	霜注意報	1. 早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合 2. 晩霜期に最低気温が+3℃以下と予想される場合
	低温注意報	1. 低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合 2. 冬期：最低気温が-6℃以下と予想される場合

#### 3 警報の種類及び発表基準

重大な災害が発生するおそれがある場合に、おおむね次の基準により前橋地方气象台が発表する。

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	大雨警報	1. 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 2. 次のいずれかを超えると予想される場合 1 時間雨量：80 mm  ただし総雨量 130 mm 3 時間雨量：120 mm  2 4 時間雨量：200 mm
	洪水警報	1. 大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのため河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う 2. 次のいずれかを超えると予想される場合 1 時間雨量：80 mm  ただし総雨量 130 mm 3 時間雨量：120 mm  2 4 時間雨量：200 mm
	大雪警報	1. 大雪によって重大な災害起こるおそれがあると予想される場合 2. 2 4 時間の降雪の深さが 30 cm をこえると予想される場合
	暴風警報	1. 平均風速がおおむね 18 m/s を超え、重大な被害が予想される場合
	暴風雪警報	1. 平均風速がおおむね 18 m/s を超え、雪を伴い、被害が予想される場合

#### 4 特別警報の種類及び発表基準

重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、おおむね次の基準により前橋地方気象台が発表する。

種 類		発 表 基 準
気 象 特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雨量となる大雪が予想される場合

#### 5 警報等の受信及び伝達

(1) 勤務時間中における受信及び伝達者は次のとおりとする。

防災主管課が受信し、必要に応じて関係各課、消防団、関係団体等に伝達する。

(2) 勤務時間外における措置

日直者及び警備会社をもって受信及び伝達にあたる。

(3) 伝達方法及び伝達経路

○ 勤務時間中

県(危機管理室) 県(河川課) (伊勢崎土木事務所) 前橋気象台 関東地方整備局 (利根川上流河川事務所、八斗島出張所) (高崎河川国道事務所、高崎出張所) 下久保ダム	→	玉村町 (防災主管課) ↑ ※ 日直対応時 は当直者	→	各課・局・室 (総務課経由) 町長 副町長 (教育委員会経由) 教育長
玉村消防署 伊勢崎市消防本部(通信指令課)	→ ←			消防団
		→		

関係機関から、県防災行政無線 FAX、NTT FAX、下久保ダム専用 FAX、県防災行政無線、NTT 電話等により、得た情報を、防災主管課(生活環境安全課)から、各課・局・室に発信する。

### ○ 勤務時間外

(日直対応時)

当直者は、前表(勤務時間中)からの情報収集に努める。

・当直者 → 防災主管課長 → (連絡員) → 本部組織編成による各班長 → 所属班各課長 → 所属職員

(夜間警備)

・警備会社 → (電話転送) 総務課長 → 防災主管課長 → (連絡員) → 本部組織編成による各班長 → 所属班各課長 → 所属職員

## 6 地域住民への周知方法

町長は、県等関係機関から警報等の伝達を受けたとき、又はテレビ、ラジオ放送などにより警報等が発せられていることを知ったときは、次の措置によりその対策をすみやかに実施する。

- (1) 県出先機関等と緊密に連絡をとるとともに、テレビ放送、ラジオ放送には特に注意し、的確な情報の把握に努め、その対策に万全を期する。
  - (2) 県(危機管理室長)から、火災気象情報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、その地域の条件を考慮し、火災警報を発する。
  - (3) 警報等を住民及び関係者に周知するにあたり、必要なときは、予想される災害の実態及び応急措置に関する事項も併せて徹底する。
  - (4) 警報等の地域周知は次の方法による。
    - ① 広報車等による広報巡回
    - ② サイレン、警報等による方法
    - ③ 伝達組織(区、防災組織等)を通ずる方法
- (2) メール配信システムによる方法

## 7 異常現象発見時の措置

基本法に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という)を発見した者

は、次により関係機関へ通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により町長若しくは警察官に通報する。

(2) 警察官は、異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、すみやかに町長に通報する。

(3) 町長の通報

上記(1)及び(2)により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

- ① 前橋地方気象台
- ② 県危機管理室、伊勢崎行政県税事務所、その他異常現象に関係のある県関係機関
- ③ 必要に応じ異常現象に関係のある隣接市町村

(4) 通報を要する異常現象

- ① 著しく異常な現象 強い強風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等
- ② 地 震 頻発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

## 第4節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

被害状況及び災害応急対策の情報の調査、収集あるいは、被害報告の取扱いは、本計画に定めるところにより実施する。

### 1 被害報告等取扱責任者

町は、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう被害報告取扱責任者を定めておく。

### 2 被害等の調査

(1) 被害等の調査は、次に掲げる班が被害状況を収集・把握し、随時総務班に報告する。

調 査 事 項	調 査 班
人的被害	住民班
家屋被害	住民班
医療関係被害	救助班
社会福祉施設関係被害	救助班
防疫衛生環境関係被害	衛生班
公共土木施設関係被害	建設班
農業・畜産業関係被害	産業班
商工業関係被害	産業班
下水道施設関係被害	水道班
水道関係被害	水道班
学校教育関係施設被害	文教班
社会教育関係施設被害	文教班
文化財関係被害	文教班
町有財産被害	総務班

火災・水害関係被害	消防班（玉村消防署、玉村町消防団）
-----------	-------------------

(2) 被害状況の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱ろう、重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

総務班は、各班、消防団、行政区長等からの災害情報を確実に受領・整理し、本部長に報告する。

(3) 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等の確を期すること。

### 3 報告の種別

#### (1) 知事に対する報告

町長は、庁内の被害状況について、次により伊勢崎行政県税事務所を経由して、知事あて報告する。

災害発生直後の被害情報等の報告にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害発生状況等のほか、被害規模に関する概括的情報を含めて収集し、把握できた範囲から直ちに報告する。

なお、県に報告できない場合には、直接国（総務省消防庁）に報告する。

#### ①基本法に基づく報告

##### ア) 災害概況即報

災害の発生を覚知したときは、30分以内に様式「災害概況即報」により下記事項を主体にして伊勢崎行政県税事務所長あて、電話等によりすみやかに通報するとともに関係機関に連絡する。

a) 災害発生の日時

b) 災害の原因

c) 災害発生場所又は地域

d) 被害の状況

e) 災害に対し既にとられた措置（災害対策本部の設置、主な応急措置の状況、その他必要事項）

f) 救助法適用の要否及び必要な救助の種類

g) その他必要な事項

##### イ) 被害状況即報

災害概況即報報告後、様式「被害状況即報」により被害状況等が判明したのから逐次報告するものとし、特に人的被害、家屋被害の状況を優先する。

なお、報告方法はア) に準じ行うものとし、報告時期はおおむね次の区分による。

災害情報 報告回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回以降
報告時期	災害発生後 2時間以内	災害発生後 3時間後	災害発生後 10時間後	災害発生後 24時間後	災害応急対策実施 まで毎日1回

##### ウ) 災害確定報告

応急対策が終了した後10日以内に様式「災害確定報告」を伊勢崎行政県税事務所長あてに報告する。

②基本法以外に基づく被害報告は、それぞれの法令等に定められた報告方法により報告するものと

する。

#### 4 被害程度の認定基準

報告するにあたっての被害程度の認定基準は、次の基準による。

##### (1) 人的被害

次により、区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、負傷者として報告する。

- ①「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- ②「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
- ③「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
- ④「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

##### (2) 住家被害

- ①「住家」とは、現実の居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- ②「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- ③「半壊」とは、住家の損害が著しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住宅の延べ面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- ④「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。(ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く)
- ⑤「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- ⑥「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

##### (3) 非住家被害

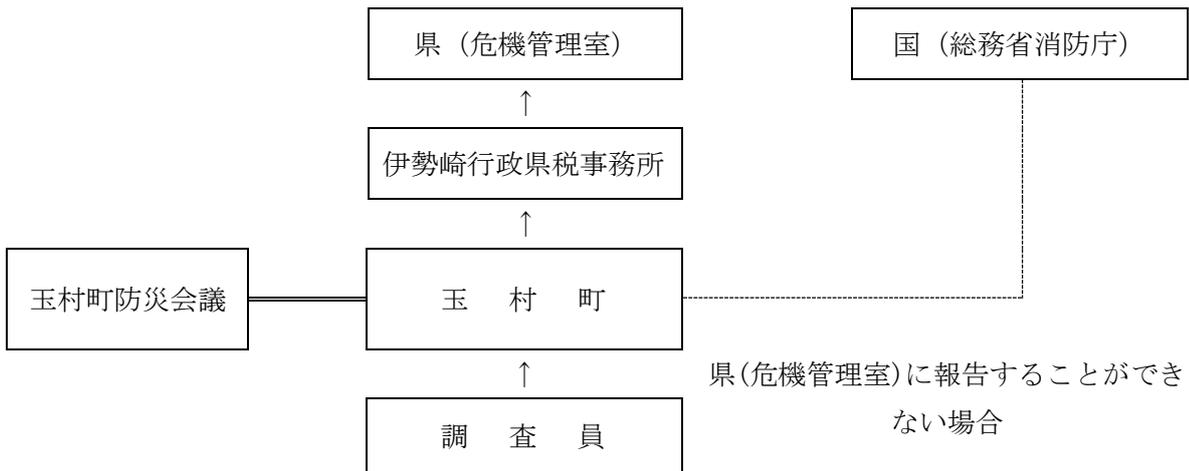
- ①「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に居住していたときは、当該部分は住家とする。
- ②「公共建物」とは、役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- ③「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- ④非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。

##### (4) その他

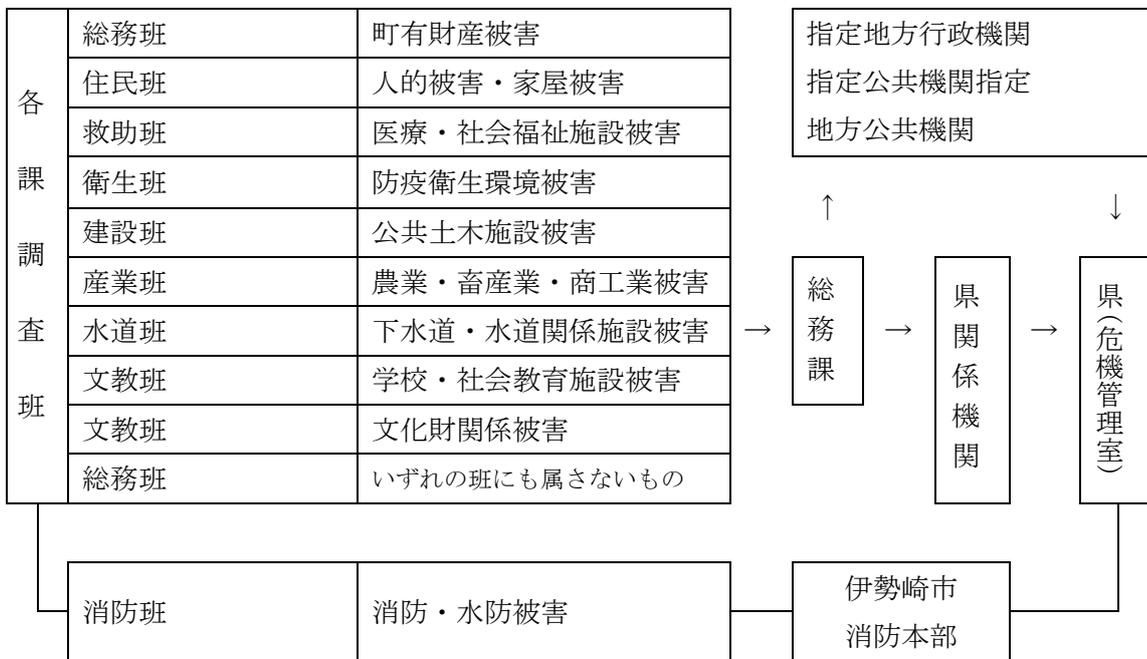
- ①「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- ②「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
- ③「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準ずる。

## 5 被害状況等の報告系統

### (1) 総括的系統図



### (2) 部門別系統図



## 第5節 災害広報計画

災害に関する情報及び対策等の住民に対する広報は、本計画の定めるところによる。

### 1 町における広報

町は、住民及び関係団体等に対し、次により速やかに関する広報を行う。

(1) 広報にあたっては、おおむね次の事項に重点を置いて行う。

・ 気象状況	・ 受診可能な医療機関、救護所の所在地
・ 被害状況	・ 交通規制の状況
・ 二次災害の危険性	・ 交通機関の運行状況
・ 応急対策の実施状況	・ ライフライン、交通機関の復旧の見通し
・ 避難勧告または指示の内容	・ 食料、飲料水、生活必需品の配給日時、場所
・ 避難所の所在地、対象地区	・ 各種相談窓口
・ 避難時の注意事項	・ 住民の安否

(2) 広報は、メール配信システム、ホームページ、広報車、掲示板等により行い、必要に応じ報道機関への情報提供、チラシ等により速やかに行う。

### 2 その他防災関係機関における広報

その他防災関係機関は、災害の状況に応じ所管業務に関する災害情報を随時、適切な方法により広報を行う。

### 3 町における公聴

町は、住民等からの問い合わせや相談等に対応する窓口の設置等を行い、適切な応急対策の推進に努める。また、被災者、要配慮者等のニーズの把握に努め、情報の収集・整理を行う。

## 第6節 通信計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象注意報・警報等の伝達、災害情報の収集その他災害応急措置等の通信は、次により実施する。

### 1 基本方針

町は、気象注意報・警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の迅速かつ円滑な実施を図るため、通信の確保に努める。

(1) 通信施設の複数化

町は、激甚災害等による施設被害を考慮し、サブセンターの設置、防災行政無線の複数化等、代替通信施設の整備等に努める。

(2) パソコンネットワークシステムの構築

町、県、消防、警察等を結ぶパソコンネットワークシステムを構築し、情報管理の一元化に努める。

## 2 防災行政無線による通信

防災事務を目的とした群馬県防災行政無線は、災害時における町、県、関係機関等の通信を最優先し、状況報告、被害報告等の通信の確保に努める。

## 3 災害時優先電話による通信

- (1) 町は、災害時における防災関係機関相互の情報連絡が円滑に実施できるよう、あらかじめ所轄N T T支店長に災害時優先電話の指定を受けておく。
- (2) 災害時優先電話及び緊急通話を行おうとするときは、次の事項をN T Tに申し出て行う。
  - ①通話の種類と内容
  - ②申込者の電話番号（指定された電話番号）
  - ③相手先の電話番号

## 4 携帯電話による通信

災害により一部の地域で有線が途絶し電話による通話が不可能になったときは携帯電話による通信の確保を図る。

## 5 通信設備の優先利用

災害により有線が途絶し、又は災害に関する要請、伝達及び応急措置の実施のため、緊急かつ特別の必要があるときは、基本法第57条又は同法79条の規定に基づき、次により通信の確保を図る。

### (1) 基本法第57条に基づく優先利用

#### ①通信内容

緊急を要する災害に関する通知要請又は伝達等

#### ②優先利用できる設備の範囲

警察、消防、水防、自衛隊、航空保安、気象官署、鉄道、電気事業、鉱業を行う者の各機関が設置する通信設備

### (2) 基本法第79条に基づく優先利用

#### ①通信内容

応急措置の実施に必要な緊急通信

#### ②優先利用できる設備の範囲

(1) と同じ

## 6 アマチュア無線による通信

町は、町内のアマチュア無線クラブに対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め、協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとにその活用を図るとともに、可能な支援を行う。

## 7 その他の手段

災害時の備えとしては、複数の通信手段が必要と考えられ、1から6以外の通信手段についても、予め把握に努める。例示すると次の方法も考えられる。

### (1) 非常、緊急電報による通信

災害通信の確保にあたり電報によることが適当と認めるときは、次により取り扱う。なお、この場合天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれある場合、災害の予防、救護、交通、通信又は電力の供給等を内容とする電報は他の電報に先だって電送されるものである。

- ① 非常電報を発信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」と朱書きしてNTT支店に依頼する。
- ② 罹災状況の通報及び救援依頼等を内容とするものは、電報料は無料である。その他の電報は一般料金を支払わなければならない。

(2) その他

平常時から、その他の通信手段の把握に努める。

## 第7節 消防活動計画

地震・台風等の災害発生時には、家屋の倒壊等にともない二次的に発生する火災が延焼拡大し、大規模火災となって多くの物的、人的被害をもたらすことが考えられるので、これらに的確に対処するため、消防活動の効率的運用を図る必要がある。

そのため、消防機関は、事前に定められた消防計画により、消防活動を行うが、消防力の投入は住宅地等密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な運用を図る。

### 1 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は住民や自主防災組織によって行われるものであるが、町は、災害発生直後あらゆる手段、方法により住民に対して出火防止、初期消火を呼びかける。

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、LPガスはボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火

火災が発生した場合は、消火器、汲み置き水等で消火活動を実施する。

### 2 消火活動体制の整備

町は、地域の被害を軽減し、地震等災害発生時の応急消防活動を円滑に実施するため、消防本部、消防団、自主防災組織等の関係機関を網羅した実施体制を整備する。

(1) 危険区域等の事前調査及び周知徹底

町は、災害にともなう危険区域のうち、おおむね次の掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、災害発生直後は直ちに警戒、巡視等を行う。

①住宅密集地等の火災危険区域

②崖崩れ等の危険区域

③浸水危険区域

(2) 火災対策計画の樹立

地震等の災害による火災の防御活動及び住民救助活動を適切かつ効果的に実施するため、火災対策計画を整備する。

この場合、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

①消防団員等の動員体制の確立

消防活動を効果的に実施するため、消防団員等緊急参集体制を整備する。

#### ②消防水利の確保

地震等災害発生時の消火栓等の使用不能に備え、耐震性貯水槽、河川等消防水利の確保を図る。

#### ③初期消火対策

住民に対する、地震等発生時の火気の取扱い、初期消火の重要性の事前啓発の徹底を図る。

#### ④緊急救助体制の確立

地震等災害発生時における倒壊家屋内の住民救出及び老人、子供、身体不自由者等の救急救助体制の確立を図る。

### 3 相互応援協力

地震等災害時においては、1つの消防機関のみでは発生したすべての災害に対応できないことが予想されるので、広域的な市町村間の消防相互応援協定を十分活用する。

## 第8節 水防計画

水防計画については、水防法第32条の規定に基づき別に定める玉村町水防計画による。ただし、基本法に基づく玉村町災害対策本部が設置されたときは、移行する。

(本計画、第3編「風水害対策編」)

## 第9節 事前措置及び応急措置に関する計画

町に災害が発生し、又は発生しようとしているときの事前措置及び応急措置に関する取扱いは次による。

### 1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令等の定めるところにより、次の措置をとる。

#### (1) 出動命令等（基本法第58条）

①消防機関、水防団に対して出動準備をさせ、もしくは出動を命ずること。

②町内の災害対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請もしくは求めること。(警察官の出動を求める場合は、伊勢崎警察署長を経て警察本部に対して行う等)

#### (2) 事前措置等（基本法第59条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者にたいし、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

#### (3) 避難の指示等

「第10節 避難計画」に定める。

#### (4) その他応急措置等

町長の応急措置に関する事項は、おおむね次のとおり。

- ① 町長の応急措置に関しての責任（基本法第62条第1項）
- ② 警戒区域の設定等（基本法第63条、消防法第23条の2、第28条・36条、水防法第14条）
- ③ 工作物等の使用、収用等（基本法第64条第1項）
- ④ 工作物の除去、保管等（基本法第64条第2項、施行令25～27条）
- ⑤ 従事命令（基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第17条、水害予防組合法第49条・50条第2項）
- ⑥ 措置命令（警職法第4条）
- ⑦ 基本法第63条第2項に規定する町長の委任を受けて町の職権を行う町長の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡する。

#### (5) 損失補償

町長は、(4)③により町長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。

（基本法第82条第1項）

#### (6) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町は、町長又は警察官もしくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、業務従事命令により玉村町の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり又は傷害の状態になったときは、その者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。

（基本法第84条第1項、施行令第36条第1項）

## 2 町の委員会ならびに委員の応急措置

町の委員会又は委員、町内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、玉村町に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、町長の所轄の下に、その所轄事務もしくは所轄事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。（基本法第62条第2項）

## 3 救助法の適用

救助法を適用する場合は、第1節 4 「災害救助法の適用等」による。

## 第10節 避難計画

緊急時に、危険区域にある住民を安全区域に避難させ、人命被害の軽減を図るための取扱いは、本計画に定めるところによる。

## 1 実施責任者

避難のための立ち退きの勧告、指示及び避難所の開設収容並びに警戒区域の設定は、次の者が行う。

### (1) 避難の勧告

- ① 町長（基本法第60条第1項に基づき、災害全般について）
- ② 知事（基本法第60条第5項に基づき、災害全般について）

### (2) 避難の指示

- ① 町長（基本法第60条第1項に基づき、災害全般について）
- ② 知事（基本法第60条第5項に基づき、災害全般について）
- ③ 水防管理者（水防法第22条に基づき、洪水について）
- ④ 知事又はその命を受けた職員（水防法第22条及び地滑り等防止法第25条に基づき、  
洪水及び地滑りにについて）
- ⑤ 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条に基づき、災害全般について）
- ⑥ 自衛官（自衛隊法第94条に基づき、災害全般について）

### (3) 避難所開設、収容

町長

### (4) 警戒区域の設定

- ① 町長（基本法第63条第1項に基づき、災害全般について）
- ② 知事（基本法第73条第1項に基づき、災害全般について）
- ③ 警察官（基本法第63条第2項に基づき、災害全般について）
- ④ 自衛官（基本法第63条第3項に基づき、災害全般について）

## 2 避難の勧告、指示

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特にその必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

### (1) 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫しているとき、知事又はその命を受けた職員もしくは水防管理者は、立ち退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には伊勢崎警察署長にその旨を通知する。

### (2) 警察官の指示等

- ① 災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれがある者を避難させ、又は必要な措置をとる。この場合、公安委員会に報告する。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において町長が指示できないとき、又は町長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示する。この場合、警察官はただちにその旨を町長に通知する。

### (3) 町長の指示、勧告

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その必要があると認められるときは、町長は立ち退きを勧告し、急を要する場合は立ち退きを指示する。又、必要なときは立ち退き先も指示する。

町長が勧告、指示したときは、速やかに知事に報告するとともに避難の必要がなくなったときはただちに公示し、知事に報告する。

(4) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

	発令者	措置	発令する場合
避難準備・高齢者等避難開始	町長	避難行動要支援者の避難開始、一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難勧告	町長又は知事（基本法第 60 条）	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。知事は町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示（緊急）	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第 29 条）	立退きの指示	洪水により著しい危機が切迫していると認められるとき
	町長又は知事（基本法第 60 条）	立退き及び立退き先の指示	（避難の勧告と同じ）
	警察官（警察法第 61 条）	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき
	警察官職務執行法第 4 条）	避難の指示	天災、事変、工作物の破損等により人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき
	自衛官（自衛隊法第 94 条）	避難の指示	天災、事変、工作物の破損等により人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

(5) 明示する事項

避難の勧告又は指示を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ① 避難対象地域
- ② 避難を必要とする理由
- ③ 避難先
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項（災害危険地域箇所等の存在等）

(6) 住民への伝達

避難の勧告、指示は、避難対象地域、避難勧告・指示の理由、避難先及び避難時の注意事項を明確にし、メール配信システム、広報車、サイレン、ハンドマイク等により、住民に迅速かつ的確に伝達する。

また、ホームページへの掲載、報道機関への依頼等による周知に努める。

(7) 避難準備情報

避難準備情報については、避難行動要支援者を想定し、円滑な避難の実施を図るため前以て、避難勧告等の発令前に、関係者、関係機関等に発する。

(8) 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の判断・伝達基準については、別に定める「避難判断・伝達マニュアル」により、発令基準を、予め設定し運用する。

(9) 県への報告

避難に係る情報を発信した場合、県（伊勢崎行政県税事務所）に速やかに連絡する。

3 避難場所・避難施設の開設、収容

(1) 避難所の運営

避難所の運営については、「避難所運営マニュアル」に定め、マニュアルによる。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

定義

指定緊急避難場所	災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難施設である。防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を勘案して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、洪水、地震、その他の異常な現象の種類ごとに指定する。
指定避難所	災害時に一定期間滞在するための施設である。災害の発生時における被害者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、生活環境等の確保に関する一定の基準を満たす施設を指定する。
福祉避難所	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で一般の避難所における生活で何らかの特別な配慮を必要とする者で、要配慮者が必要な生活支援や相談等を受けられるように、特別な配慮を行う福祉避難所を指定する。

① 避難場所・避難施設として指定するにあたっては、被災地に近く集团的に収容できる既存の建物を優先し、これらの施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し、または天幕の設営により実施する。指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する主な施設は下表による。

玉村町災害時指定緊急避難場所及び指定避難所

施設名 (指定避難場所)	所在地	電話番号	指定緊急避難場所			指定避難所
			洪水	地震	大規模な火災	
1 玉村町役場	下新田201	65-2511	○	○	○	
2 保健センター	下新田201	64-7706	○	○	○	
3 勤労者センター	下新田227-1	65-7144	○	○	○	○

4	玉村高等学校	与六分14	65-2309	○	○	○	
5	玉村小学校	下新田99-1	65-2304	○	○	○	○
6	第1保育所	下新田176	65-2565	○	○	○	
7	玉村幼稚園	板井53-2	65-7701	○	○	○	
8	西児童館	板井53-1	65-1137	○	○	○	
9	第5保育所	福島31-1	65-5000	○	○	○	
10	道の駅玉村宿	上新田604-1	27-6688	○	○	○	
11	社会体育館	上之手1517	65-6537	○	○	○	○
12	南小学校	角淵5011	65-9000	○	○	○	○
13	第2保育所	角淵5109	65-2566	○	○	○	
14	南中学校	上之手1748	65-8188	○	○	○	○
15	南児童館	上之手2021-3	64-7654	○	○	○	
16	玉村中学校	福島913	65-2019	○	○	○	○
17	中央小学校	福島401	65-5609	○	○	○	○
18	文化センター	福島325	65-1110	○	○	○	○
19	中央児童館	福島533-2	64-1400	○	○	○	
20	南幼稚園	後箇215-1	20-4100	○	○	○	
21	上陽小学校	樋越921-1	65-2350	○	○	○	○
22	第3保育所	樋越904	65-2567	○	○	○	
23	上陽児童館	樋越865-2	64-6565		○	○	
24	老人福祉センター	上福島296	65-1294		○	○	○福祉
25	芝根小学校	飯倉39	65-2650	○	○	○	○
26	第4保育所	飯倉70	65-2564	○	○	○	
27	健康の森児童館	飯倉59-3	64-6600	○	○	○	
28	障害者福祉センターたんぼぼ	下新田150-1	65-9100				○福祉

※ ただし、洪水時避難場所については、別に水防計画に定める。

② 避難距離は原則として2km以内とする。

③ 宿泊を要する避難施設の収容人員の算出は、一人当たり2㎡を原則とする。

(3) 避難所に収容する罹災者

① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

② 現実に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者

③ 避難の指示が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

(4) 避難者の誘導及び移動

避難立ち退きにあたっては、老幼、病人、外国人等要配慮者を最優先し、移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、又は避難者が自立により立ち退き不可能な場合においては、町において車両等によって行う。

(5) 避難所設置のための費用

救助法が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

(6) 避難所開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

(7) 救助法が適用されない場合の措置

救助法が適用されない災害、又は同法が適用されるまでの間は、救助法が適用される災害に準じ実施する。

(8) 県への報告

避難所の開設、その他避難所に係る情報について、県（伊勢崎行政県税事務所）に速やかに連絡する。

(9) 避難所におけるペットの取り扱いの考え方

災害時は、小学校・中学校体育館等の屋内を避難所、校庭等の屋外を避難場所として指定する。

災害時は子どもや老人、妊婦、病人等が優先されるため、ペット同伴で避難される場合は、校庭等の屋外への持ち込みは可能であると考えますが、体育館等の屋内への持ち込みは原則としてできないものとして取扱う。

屋外でのペットスペースの確保については、地域の自主防災組織や避難場所責任者が話し合いを行い、避難者の合意に基づいて決定していくことであると考えます。

なお、関連する「動物愛護」については、第2章第4節「その他保護計画等」中の事項に基づく。

#### 4 避難の周知徹底

(1) 町長、水防管理者、警察官等関係機関は避難のための立ち退きを図るため、避難住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報（避難場所、経路、携行品等について）をあらかじめ住民に徹底させておく。

(2) 町長は、避難の指示又は勧告をしたとき、又は通知を受けたときは、関係機関と協力して、関係者に周知徹底を図る。

#### 5 警戒区域の設定

(1) 町長の警戒区域設定権

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策の従事者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官及び自衛官の警戒区域設定権

警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（警察官等がその場にはいない場合）は、町長が現場にいない場合又は町長から要求があった場合は、警戒区域の設定及び当該地域への立ち入りの制限・禁止、退去命令を行うことができる。

なお、その場合は、ただちに町長に通知しなければならない。

## 6 防災センターの整備

町は、町立小中学校、文化センター、総合運動公園、道の駅玉村宿を地域の防災センターとして位置づけ、被災者の避難スペースの確保、物資の備蓄倉庫の設置、災害情報の収集・伝達機能の確立等、必要な施設・設備の整備を図る。

## 7 広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等から多数の避難者を町内に受け入れることが想定される。

このため、町境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう次のとおり受入体制を整備するとともに、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、町内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

### (1) 収容可能な避難施設情報の把握

- ① あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。  
なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- ② 町は、必要に応じて、町営住宅及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討する。

### (2) 広域避難者受入総合窓口の設置

- ① 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を生活環境安全課に設置する。町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告する。
- ② 町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- ③ 町は、広域避難者受入総合窓口において、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

### (3) 広域避難者の受入れおよび避難所の運営

- ① 町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。
- ② 広域避難者に係る情報等の被災自治体への報告は、県（総務部）を通じて、被災自治体へ提供する。この場合、国等が運用するシステムの活用も検討する。  
なお、提供する際には、個人情報の取扱いに十分留意する。
- ③ 被災自治体から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、町は広域避難者へ随時提供する。  
この際には、県において生活支援関連情報を取りまとめた情報紙の作成を行うなど、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

### (4) 応急仮設住宅等の提供

町は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げするなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮する。

(5) 小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の町内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、県を通じて、被災自治体教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

(6) 県との協力

町は県と広域避難者に係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

(7) 避難所の閉鎖

町は、県と密接な連携を取り、被災自治体からの要請に基づき、速やかに避難所を閉鎖する。

## 第 1 1 節 食料供給計画

災害時における被災者、災害救助及び災害応急措置に従事する者に対する応急食料の供給及び炊き出しは、本計画の定めるところによる。

### 1 実施体制

町は、あらかじめ災害時における食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急措置現地従事者の食料の確保と供給に努めるものとし、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県又は隣接市町村に対し応援を要請する。

### 2 応急食料の供給

(1) 供給を行う場合

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたときに行う。

- ① 被災者ならびに災害救助及び災害応急措置に従事する者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合。
- ② 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合。

(2) 応急食料

応急食料は原則として米穀とするが、消費の実情等によっては、乾パン又は麦製品とする。

(3) 供給の方法

応急用米穀の供給

ア) 町長は、町内の米穀販売業者に手持ち米穀があるときは、群馬農政事務所に通知し、同所長から売却指示を受けた米穀販売業者の手持ち米穀を供給する。

イ) 町長は、救助法が発動され応急食料が必要であると認める場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲内で群馬農政事務所長又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（昭和61年2月10日付食糧庁長官通達）に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを請求し供給する。

### 3 食料の備蓄

(1) 住民の自主備蓄の励行

住民は、自らの生命は自らで守るとの基本的精神の基に、最低3日分の非常食料を家庭内備蓄するよう励行する。

## (2) 町

### ①基本的考え方

災害時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は、県及び他都道府県等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急措置現場従事者等に食料等が供給できるよう備蓄に努める。

### ②隣接市町村との連携

隣接市町村と協議し、協定を結ぶなどして、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担して行うなど、効果的、合理的備蓄に配慮する。

## 4 救助法による炊き出しその他による食品の供給

救助法が適用された場合は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

### (1) 給与対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水により炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者

### (2) 実施機関

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日以内の現物支給することができる。

### (3) 給与の方法

- ① 炊き出し場所は、下記の町有施設とする。なお、被害の規模により町立小中学校で行う。

場 所	所 在 地	電 話	備 考
保 健 セ ン タ ー	下新田201	65-2511	
学 校 給 食 セ ン タ ー	下新田62-1	65-6706	
第 1 保 育 所	下新田150-1	65-2565	
第 2 保 育 所	角淵5109	65-2566	
第 3 保 育 所	樋越904	65-2567	
第 4 保 育 所	飯倉48	65-2564	
第 5 保 育 所	福島31	65-5000	

- ② 炊き出しの実施にあたっては、各現場ごとに責任者を定め、人員の把握を行い、配分もれのないようにすること。

- ③ 炊き出し等の実施は、原則として奉仕団、その他の協力者又は炊き出しを受ける者等の協力を得て行うこと。

### (4) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

## 5 麦製品、調味料及び野菜等の調達

- (1) 町長は、麦製品、調味料及び野菜等の調達を行う。

(2) 町長において調達が困難なとき等は、知事に要請し調達する。

## 第 1 2 節 生活必需品等物資給与計画

災害時の罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は本計画の定めるところによる。

### 1 実施主体

被災者に対する衣料、生活必需品等物資の供給は町長が実施する。ただし、救助法が適用されたときは、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する割り当て及び支給は町長が行う。

### 2 救助法による供給

救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 給与又は貸与を受ける者

- ① 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった者を含む）した者
- ② 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③ 被服、寝具、その他生活上必需物資がないため、ただちに日常生活を営むことが困難な者

#### (2) 給与又は貸与する品物の範囲（現物をもって行う）

- ① 被服、寝具及び身の回りの品
- ② 日用品
- ③ 炊事用品
- ④ 高熱材料

#### (3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

#### (4) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

### 3 その他

救助法によらない生活必需品等物資の供給は、救助法の実施基準に準じて行う。

## 第 1 3 節 給水計画

災害のため飲料水が渇水し、又は汚染して現に飲用に適する水を得ることができない被災地区に対する飲料水の応急的供給は、本計画の定めるところにより実施する。

### 1 実施主体

(1) 飲料水の供給は町長が実施する。

(2) 町長は、被害が甚大で町において実施できないときは、県又は隣接市町村の協力を得て実施する。

## 2 給水の方法

飲料水等の確保及び供給はおおむね次の方法により行うものとする。

- (1) 被災地において飲料水の確保が困難なときは、近い水源より給水車、容器等により運搬供給する。
- (2) 給水にあたっては、住民に給水場所、時間等について事前に広報する。
- (3) 飲料水が汚染されたと認められたときは、ろ過により浄水して供給する。
- (4) 供給する飲料水が防疫衛生上滅菌する必要があるときは、消毒剤を用い滅菌のうえ供給する。

## 3 応援等の手続き

町は、給水の応援を求める必要を認めたときは、県に要請する。ただし、特に緊急を要するときは、隣接市町村に応援等の要請をすることができる。なお、応援等の要請手続きは、次の事項を明示して行う。

- (1) 供給区域
- (2) 供給人口及び戸数
- (3) 供給水量の概算
- (4) 供給期間
- (5) 供給方法（運搬方法、ろ過機の要否、滅菌の要否）
- (6) 水源予定地
- (7) その他

## 4 救助法による供給

救助法が適用された場合の供給基準は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 対象者  
災害のため現に飲料水を得ることができない者
- (2) 供給期間  
災害発生の日から7日以内とする
- (3) 費用の範囲  
群馬県災害救助法施行細則別表第2による。
- (4) その他  
町長は、供給区域に責任者を配し、給水の万全を期す。

## 5 補給水利の所在、水量

所在地	名称	水量 (m <sup>3</sup> )	備考
上新田 1 1 1 6	上水道浄水場	1 2, 7 7 0	第1水源池 1,770 第2水源池 5,000 第3水源池 6,000

## 6 応急給水車

種 別	台数	能 力	管 理 場 所
-----	----	-----	---------

給水車	1	2,000リットル	上下水道課
小型動力ポンプ付水槽車	1	4,500リットル	玉村消防署

## 7 給水施設の応急復旧

給水施設に被害が発生したときは、その状況を調査のうえ、すみやかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努める。

なお、必要に応じて、消防本部、警察署、付近住民に通報する。

### (1) 地震による場合

地震により配水管が破損した場合に急急に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限度に止め、職員及び工事店を非常招集して復旧する。

### (2) 水害の場合

水害により、災害の発生が予想される時又は発生したときは職員を待機させるとともに、器具資材等を整備して施設の破損、漏水等をすみやかに復旧する。

## 8 その他

町長は、飲料水の確保が円滑に実施できるよう、常時、資器材の整備に努める。

## 第14節 応急住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者の居住の用に供するための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策は、本計画の定める。

ただし、災害発生直後における救助の対策については、避難計画に定める避難所の開設及び収容による。

### 1 実施主体

(1) 町は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施する。

(2) 町において処理できない場合は、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を求めて実施する。

### 2 救助法による応急仮設住宅の建設

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設等に関する基本的な事項は、次のとおりとする。

#### (1) 入居対象者

災害により被災し、自己の資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げる事項に該当する者、又は被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域内に住居を復興しようとする者とする。

①家屋が全壊、全焼又は流失した者。

②居住する住宅がない者。

③次に掲げる者で、自らの資力では住宅を建築することができない者。

- ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- イ) 特定の資産のない失業者
- ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者
- オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者
- カ) ア～オに準ずる経済的弱者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、状況に応じて町は事務を受託することができる。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、関係団体を通じ県が実施する。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、これを委任する。

(4) 建設戸数

①建設戸数は、全壊、全焼及び流出世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合には、市町村相互間において設置戸数の融通ができる。

②被害の程度、深刻さ、住民の経済能力、住宅事情により特に必要な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて限度戸数を引き上げることができる。

(5) 規模・構造及び費用

①応急仮設住宅の標準規模は、1戸あたり平均29.7㎡とする。構造は、軽量鉄骨組立法式による平屋長屋建、重ね建又は1戸建のいずれかとする。

②費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第2に定めるところによる。

(6) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次のとおりとする。

名 称	面 積	所 在 地	備 考
総合運動公園	88,000 ㎡	宇 貫 481	
北部公園	47,000 ㎡	上福島 311-1	予備
東部工業団地内運動公園	14,988 ㎡	川 井 32	
藤川公園	4,980 ㎡	藤 川 24-1	
玉村中学校	22,758 ㎡	福 島 913	予備
南中学校	29,569 ㎡	上之手 1748	予備
玉村小学校	11,943 ㎡	下新田 99-1	予備
中央小学校	8,192 ㎡	福 島 401	予備
上陽小学校	10,437 ㎡	樋 越 921-1	予備
芝根小学校	9,247 ㎡	飯 倉 39	予備
南小学校	12,305 ㎡	角 淵 5011	予備

※ 基本的には公園施設とし、教育施設については予備施設とする。

(7) 着工及び完成の時期

#### ①着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに建設しなければならない。

#### ②着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

### (8) 管理及び供与期間

#### ①仮設住宅の管理

仮設住宅の管理は、町長が知事から委任を受けて行う。

#### ②供与期間

完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最長2年以内）とする。

## 3 救助法による住宅の応急修理

### (1) 応急修理対象者

①住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことのできない者

②次に掲げる者で、自己の資力では住宅の応急修理をすることのできない者

ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ) 特定の資産のない失業者

ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯

エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

カ) ア～オに準ずる経済的弱者等

### (2) 応急修理の戸数

①限度数は、半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合には、市町村相互間において戸数の融通ができる。

②災害の状況により必要があれば、例外的措置として、厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度を引き上げることができる。

### (3) 修理の範囲と費用

①応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

②費用は、群馬県災害救助法施行細則別表2に定めるところによる。

### (4) 応急修理の期間

原則として災害の日から1ヶ月以内に完了しなければならない。

## 4 応急仮設住宅の建設要員等の確保

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資機材の調達及び要員の確保について、

(社)群馬県プレハブ建築協会及び(社)群馬県建設業協会、玉村町建設業協会に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請する。

## 5 公営住宅等及び民間賃貸住宅の利用

応急仮設住宅の供給と併せて、既設の公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅（公共）（以下「公

営住宅等」という。)、群馬県住宅供給公社の賃貸住宅(以下「公社賃貸住宅」という。)&及び民間の賃貸住宅等の空家を利用して、不足する住宅を確保する。

(1) 公営住宅等

①入居対象者

町内において、当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び都市計画事業、その他被災市街地復興特別措置法第21条の国土交通省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施にともない移転が必要となった者(以下「被災居住者等」という。)とする。

②公営住宅等の設置市町村への周知

被災居住者等の公営住宅等への特例による入居の取扱いについて、県下の公営住宅を設置している市町村に対して通知する。なお、県内での対応が困難であると認めた場合は、他の都道府県の協力を得るために住宅被災市町村の通知を国土交通省住宅局長へ連絡する。

③入居者の選定

入居者の選定は、公営住宅等の管理者が行う。

④家賃又は敷金の徴収猶予又は減免については、公営住宅等の規定に基づいて、入居者の事情に応じて行う。

(2) 群馬県住宅供給公社の賃貸住宅

群馬県住宅供給公社の賃貸住宅への入居は、公営住宅等に準ずる。

(3) 民間の賃貸住宅

応急仮設住宅、公営住宅等及び公社賃貸住宅での対応でも、なお住宅が不足する場合は、被災の状況に応じ、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等に対し、被災居住者等の入居に関して特段の配慮をされるよう広報等を通じ依頼するとともに、(社)群馬県住宅地建物取引業協会に対して、協会の行う仲介の手数料等の減額について配慮を依頼する。

6 その他

救助法によらない応急仮設住宅の建設及び応急修理は、救助法の実施基準に準じて行う。

## 第15節 医療・助産計画

災害のため、その地域の医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、もしくは医療機関等の混乱のため、罹災者が医療等の途を失った場合における医療、助産及び健康相談(以下「医療等」という。)の実施は本計画の定めるところによる。

### 1 実施主体

(1) 罹災者に対する医療等は町長が実施するものとし、その措置を講じておく。

(2) 町長は、負傷者等が増大し、救護に不足を生じた場合には、伊勢崎保健福祉事務所を經由し、知事へ医療班の派遣を申請する。

(3) 知事は、罹災者に対する医療等を実施するため医療班を編成し、町長から申請があった場合にはすみやかに派遣する。

(4) 救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事の実施を待ついとまがないときは町

長が実施する。

## 2 医療、救護活動

- (1) 町長は、医師等の協力のもとに救護班を編成して迅速な医療等の活動を行う。
- (2) 救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針による。

## 3 救護所の設置

町長は、医療機関が損壊し医療等ができなくなった場合は、救護所を設置する。  
救護所は、関係機関と協議のうえ、必要に応じて、おおむね次の場所に設置する。

- ①本計画に定める避難場所
- ②負傷者等の交通便利なところ
- ③その他救護所の設置に適した場所

また、救護所を設置した場合は県に報告する。

## 4 医薬品、衛生材料の確保

町長は、医療、助産活動に必要な医薬品、衛生材料について、あらかじめ備えておく。  
なお、必要がある場合には、県にあっせんを依頼する。

# 第16節 防疫計画

町及び県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114条。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生労働省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施する。

## 1 町の防疫実施

- (1) 町は、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
  - ①消毒措置の実施（感染症法第27条）
  - ②ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
  - ③避難所等の衛生保持
  - ④臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
  - ⑤住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保
- (3) 自らの防疫活動が十分でないとき認められるときは、県に協力を要請する。
- (4) その他、県の指示等により感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

# 第17節 清掃計画

災害時における被災地の清掃は、本計画によって行う。

## 1 実施主体

被災地の清掃は、町長が実施する。ただし、被害が甚大で町だけで実施が不可能又は困難なときは、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

## 2 衛生班

衛生班は実施者が編成するものとして1班の構成はおおむね次のとおりとする。

### (1) し尿

#### ①器具、器材

運搬車（バキューム車、1台）

#### ②人員

運転手 1人 作業員 2人

### (2) ごみ

#### ①器具、器材

運搬車（トラック等、1台、スコップ・クマデ等、5個）

#### ②人員

運転手 1人 作業員 5人

## 3 適正処理

### (1) し尿

① 下記業者と契約を行い、バキューム車によって汲み取りを行い処理する。

名 称	代 表 者	電 話	備 考
東 毛 清 掃(株)	大月 誠治	6 5 - 6 5 7 0	

② 町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、避難所又は住宅密集地等に設置する。

③ 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努める。

④ 町は、自らの市町村内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請する。

### (2) ごみ

① 町は、ごみ処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、生活ごみの円滑な収集・運搬に努める。

② 町は、収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努める。

③ 市町村は、自らの町内で生活ごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請する。

### (3) がれき等の適正処理及びリサイクル処理計画

#### ①円滑かつ適切な処理の実施

町は、がれきの処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、

運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行う。

#### ②リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努める。

#### ③環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

#### ④広域応援

町は、がれきの処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請する。

#### (4) 死亡獣畜

野畜(牛・馬・豚・羊)の遺体は、原則として死亡獣畜取扱場に搬入し処理する。

#### (5) 埋葬遺体

墓地の流出等により漂流した埋葬遺体の処理については、漂着市町村が「第20節遺体の捜索・収容・埋火葬計画」に準じて処理する。

## 第18節 被災者救出計画

災害時において、災害のため現に救出を要する状態にある者、又は生死不明状態にある者の救出、保護は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施主体

被災者の救出は、町長が行う。

### 2 救助法による救出

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 救出を受ける者

- ①災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- ②現に救出を要する状態にある者
- ③災害のため、生死不明の状態にある者

#### (2) 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。

### 3 救出の方法

- (1) 町長は、消防機関、警察及び住民、又は現場にある者ならびに法令等により応急措置を実施する責任を有する者の協力を得て、すみやかに救出する。
- (2) 救出にあたっては、人夫、機械等を有効かつ適切に使用して行う。

## 第19節 障害物除去計画

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼす障害物の除去は、本計画の定めるところによる。

### 1 住居関係障害物の除去

#### (1) 実施主体

町長が実施する。

救助法が適用された場合の住居又はその周辺の障害物の除去又は知事が現物給付をもって実施する。ただし、知事が権限を委託した場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、町長が実施する。

#### (2) 除去の対象

当該災害により日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたもので、住民が自力をもっては障害物の除去ができないもの。

#### (3) 除去の実施戸数

半壊及び床上浸水世帯の15%以内であること。

#### (4) 除去の方法

町長が適切な方法をもってすみやかに行う。

#### (5) 除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

#### (6) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

### 2 道路関係障害物の除去

#### (1) 実施主体

道路上の障害物の除去は、道路法ならびに道路交通法の定めるところにより道路管理者、警察機関が実施する。

#### (2) 除去の方法

道路管理者及び関係機関が適切な方法をもってすみやかに行う。

#### (3) 除去の実施期間等

①罹災者の避難及び生活必需物資等の円滑な輸送が確保されるよう、できる限りすみやかに実施する。

②大規模な災害により障害物除去対象路線が広範囲にわたるときは、必要度の高い路線から順次実施する。

### 3 河川関係障害物の除去

#### (1) 実施主体

河川にある障害物の除去は、河川管理者及び水防管理者、水防団長又は消防機関の長が実施する。

#### (2) 除去の方法

河川管理者及び関係機関が適切な方法をもってすみやかに行う。

## 第20節 行方不明者の搜索計画

### 1 実施主体

- (1) 行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、地元区を中心に地域住民、町、警察機関、消防団、自衛隊等や社会福祉協議会、自主防災組織、その他奉仕団体等の協力を得て実施する。
- (2) 行方不明者の搜索期間は、災害の発生の日から10日以内とする。ただし10日を経過してもなお、搜索を要する場合には、本部長(町長)の指示によって継続して実施する。
- (3) 搜索に当たっては、第一に自分の身の安全を確保しながら実施する。

## 第21節 遺体の搜索・収容・埋火葬計画

災害時において、死亡していると推定される者の搜索及び遺体の収容・埋火葬の方法は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施主体

町長は、関係機関と連携のうえ、搜索・収容、処理、埋火葬について、前節(行方不明者の搜索)に準じ、協力を得て実施する。ただし、救助法を適用したときの遺体の処理については県知事が行い、県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町が行う。

(実施主体)

救助班、関係機関

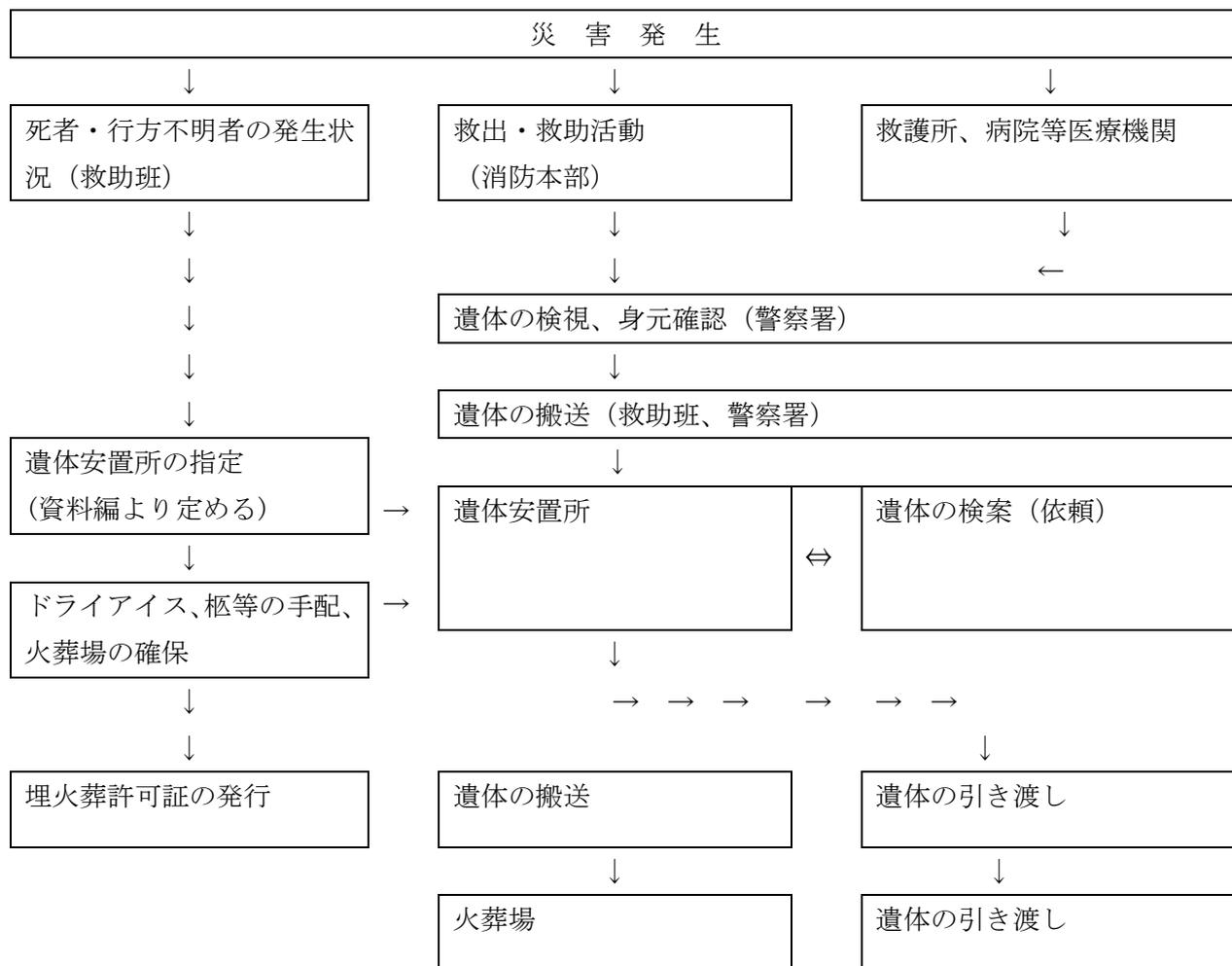
(対策の体系)

- ・行方不明者の搜索
- ・遺体の収容
- ・遺体の処理
- ・遺体の埋火葬

安置場所

予め資料編に定める。

(応急対策の流れ)



## 2 救助法による措置

救助法が適用された場合は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

### (1) 遺体の捜索

#### ① 遺体の捜索を受ける者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定された者。

#### ② 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

#### ③ 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

### (2) 遺体の処理

#### ① 遺体の処理を行う場合

ア) 災害による社会混乱のため、遺族等により遺体処理を行うことができない場合。

イ) 「遺体取扱規則」(昭和33年国家公安委員会規則第4号)により警察官から遺体の引き渡しがあつた場合。

## ②遺体処理の内容

ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ) 遺体の一時保存

ウ) 検索

## ③処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

## ④費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による

## (3) 遺体の埋火葬等

①遺体の埋火葬は、町が自ら火葬に伏し又は棺、骨壺、骨箱等を遺族に支給するなど現物を支給して行う。

②遺族がない等、埋火葬の実施者がいない場合は、次により町長が行う。

ア) 遺体の埋火葬を行う場合

a) 災害時の混乱の際に死亡した者で、社会混乱のため遺族等に埋火葬を行うことが困難な場合

b) 災害時の混乱に際し死亡した者で、身元が判明せず埋火葬を行う者がいない場合

イ) 埋火葬の方法

土葬又は火葬による応急的な仮葬とする。

ウ) 埋火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

## 3 警察官の措置

警察官は、遺体を発見し、又は遺体発見の届出を受けたときは、すみやかに次の措置を講ずる。

(1) 身元が明らかな遺体は、検視の後、所持金品等とともに遺族に引き渡すこと。ただし、遺族への引き渡しができないときは、死亡地の市町村長に引き渡すこと。

(2) 身元の明らかでない遺体は、検視の後、所持金品等とともに死亡地の市町村長に引き渡すこと。

## 4 その他

(1) 遺体の処理、埋火葬は警察官の身分をもって行う。

(2) 救助法によらない遺体の搜索、処理及び埋葬は、救助法の実地基準に準じ取り扱うほか、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理する。

## 第22節 文教対策計画

災害を受けた学校、その他文教関係施設の応急復旧及び応急教育方法、教材、学用品、給食等応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 文教施設等の応急復旧対策

(1) 文教施設

町教育委員会教育長、町立学校その他教育機関の長は、被害状況の収集に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧に努める。

(2) 公民館、その他社会教育施設

公民館等の施設は、避難所等に利用される場合も少なくないので、町は被害状況の収集に努めるとともに、応急修理等適宜の処置をすみやかに実施する。

(3) 文化財対策

町は、被害状況を的確に把握するとともに、文化財としての価値を維持するために必要な修理、その他の対策を所有者、管理団体等に対し、指示又は指導する。

## 2 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、おおむね次の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、応急教育の実施に努める。

(1) 学校の一部の校舎が災害を受けた場合

特別教室、体育館及び講堂施設を利用する。

(2) 学校の校舎が全部災害を受けた場合

公民館、図書館等公共施設を利用する。

(3) 町全体が災害を受けた場合

隣接の被災していない市町村に応援を要請し、最寄りの学校施設その他公民館等公共施設を利用する。

## 3 応急教育の方法

(1) 応急授業にあたっては、被害児童・生徒の負担にならないように配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

(2) 被害により、授業が不可能となったときは休校とする。なお、授業の不可能な状態が長期間にわたるときは、学校と保護者との連絡方法、組織（通学班、子供会等）、家庭学習等の整備、工夫をする。

## 4 教材、学用品等の調達及び配給の方法

(1) 実施者

教材、学用品等の調達及び配給の方法は、教育委員会及び学校の協力を得て、町長が実施する。

(2) 救助法による支給

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

①教材、学用品等の支給を受ける者

住家が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）、及び床上浸水により、学用品等をそう失又はき損し、修学上支障のある小学校児童及び中学校生徒とする。

②学用品等の範囲

ア) 教科書及び教材

イ) 文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、画用紙、下敷等）

ウ) 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

③支給の期間

支給学用品等は、次に定める期間内に支給対象者に手渡されるようにする。

ア) 教科書及び教材・・・・・・・・災害発生の日から1ヶ月以内

イ) 文房具の及び通学用品・・・・・・・・災害発生の日から15日以内

#### ④費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

#### (3) 救助法が適用されない場合等の措置

救助法が適用されない災害又は救助法適用災害で、住家の被害が(2)の①に達しない場合で、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品をあっせんする。

### 5 給食等の措置

#### (1) 給食の実施

町教育委員会教育長及び町立学校長は次の点に留意し、応急給食を実施する。

①施設等に被害があった場合、衛生管理に配慮したうえで、できる限り学校給食を継続して実施する。

②施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、すみやかに代替措置として応急給食を実施する。

③学校が避難場所として使用される場合、給食施設は罹災者の炊き出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食と、罹災者炊き出しとの調整に留意すること。

#### (2) 被害物資対策

町教育委員会教育長及び町立学校長は、県教育委員会から指示があるまで物資を保管しておく。

### 6 教育実施者の確保

(1) 災害により教育職員に欠損を生じ、学校内の操作をしてもなお学級担任を欠き、又は教科指導等が困難な場合は教育職員を補充する。

(2) 補充にあたっては、小中学校にあたっては地方公務員法第22条による臨時的任用とする。

## 第23節 輸送計画

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員ならびに物資の輸送（以下「災害輸送」という。）を迅速、かつ円滑に実施するため、所要の車両、船艇等の確保は次により実施する。

#### 1 実施主体

災害輸送に必要な車両、船艇等は、その応急対策を実施する町が確保する。

ただし、確保が困難なときは、県又は隣接市町村に応援を要請する。

#### 2 救助法による応急救助のための輸送

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

##### (1) 輸送の範囲

- ①罹災者を避難させるための輸送
- ②医療及び助産のための輸送
- ③罹災者救出のための輸送
- ④飲料水供給のための輸送
- ⑤救援用物資の輸送
- ⑥遺体捜索及び処理のための輸送

## (2) 期間

当該救助の実施が認められている期間とする。

## 3 災害輸送の種別

災害輸送は、次により最も適切な方法により実施する。

- ①貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- ②航空機による輸送
- ③船艇による輸送

## 4 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等の輸送力の確保は、おおむね次の方法による。

### (1) 車両等による輸送

応急対策実施機関は、おおむね次の順位により車両等を確保する。

- ①応急対策実施機関所有の車両等
- ②公共的団体等の車両等
- ③営業用車両等
- ④その他自家用車両等

### (2) 航空機による輸送

町は、医薬品、防疫器材等を緊急に輸送する必要があるときは、県防災ヘリコプターを活用し、又、「第31節 自衛隊災害派遣要請計画」により自衛隊に対し航空機等の派遣を要請するほか、必要に応じ民間航空機の協力を要請する。

### (3) 緊急交通路の整備及び救援物資広域集積場所の確保

町は、災害発生直後から発生する緊急交通の円滑かつ確実な実施を図るため、ネットワークとしての多重化、代替性を確保するよう、緊急輸送道路ネットワーク計画の策定等、所要の整備を図る。

また、救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動等現場活動が円滑に行えるようにするため、救援物資広域集積場所の設置に努める。

救援物資広域集積場所の設置にあたっては、次の事項に留意すること。

- ①郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。
- ②大量の物資を集積するのに適した施設であること。
- ③多数の緊急輸送車両の駐車可能な場所であること。

### (4) 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

#### 緊急輸送道路一覧

種 別	路 線 名	区 間
国 道	3 5 4 号	上新田～下之宮
主要地方道	綿貫篠塚線	上新田～五料
主要地方道	高崎伊勢崎線	樋越（原森）～板井
主要地方道	前橋玉村線	樋越（上樋越）～上福島
主要地方道	藤岡大胡線	藤川～角渕
	藤岡大胡線バイパス	上福島～上飯島

#### 5 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借り上げは、事業者の届出運賃・料金による。
- (2) 自家用車両等の借り上げについては、借り上げ謝金とし、輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料負担程度の費用とする。

#### 6 臨時ヘリポートの整備

町は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等のため、避難場所と競合しない臨時ヘリポートの整備に努める。

## 第 2 4 節 労務供給計画

災害時における労務者の供給は、本計画に定めるところによる。

#### 1 実施主体

- (1) 応援災害対策の実施に必要な労務者は、必要に応じ当該地域から町長等災害応急対策責任者が確保する。
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が実施するものを除き、その実施に必要な労務者は知事が確保する。

#### 2 救助法適用時の労務者の雇い上げ

##### (1) 労務者雇い上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の労務者を雇い上げる。

- ①被災者の避難
- ②医療及び助産における移送
- ③被災者の救出
- ④飲料水の供給
- ⑤遺体の搜索
- ⑥遺体の処理
- ⑦救助用物資の整理、輸送及び配分

(2) 雇い上げ期間

被災者の避難の場合は、被害が現に発生し又はそのおそれのある1日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間内とする。

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

### 3 公共職業安定所の措置等

(1) 公共職業安定所長は、災害時において労務者の供給が円滑に実施できるよう、求職者の市町村別及び職種別人員の把握に努めておく。

(2) 町長は、公共職業安定所長の措置する労務者の確保について、資料の提供、求職者に対する連絡等、積極的に協力する。

### 4 求人申込みの方法

(1) 町長等災害応急対策責任者は、職業安定法第36条に基づく労務者の募集のみでは労働力の確保が不十分なときは、伊勢崎公共職業安定所長に文書又は口頭で労務者の供給あつせんを要請する。

(2) (1)により公共職業安定所長に求人申込みをする場合は、次の事項を明らかにする。

- ①職種別所要労務者数
- ②作業場及び内容
- ③労働条件
- ④宿泊施設の有無
- ⑤その他の必要事項

### 5 労務者に対する費用の負担

災害応急措置の実施について必要な労務者に対する報酬については、その地域における通常の賃金を考慮のうえ、負担する。

## 第25節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、もしくは、災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止又は制限等は、次に定めるところによる。

### 1 交通の規制

(1) 交通支障箇所における通行禁止又は制限

災害時において道路施設の破損等により交通に支障があるときは、次により措置する。

①道路管理者の交通規制

ア) 暴風、大雨、大雪等による道路上の事故を未然に防止するため、危険箇所を指定し、大雨時には一定量に達した場合は積極的に交通規制を行う。

イ) 道路管理者は、その管理する道路について破損、決壊、その他の理由により通行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、所定の道路標識及び表示板を設置し、交通の安全を図る。

## 2 交通規制時の運転者の義務

基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）にある車両等の運転者は緊急通行車両の円滑な通行を行うため、次の措置をとる。

- (1) すみやかに車両を次の場所に移動させること。
  - ①道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所。
  - ②区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所。
- (2) すみやかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

## 第26節 道路災害応急対策計画

大規模な事故災害により道路施設及び道路利用者等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり道路交通の安全上必要があると認められる場合の道路管理者及び関係防災機関がとるべき応急対策は、それぞれの防災業務計画に基づく対応をとるほか、次に定めるところによる。

### 1 情報の収集・伝達

- (1) 大規模な事故災害が発生し、道路施設等が被災又は多数の負傷者等が発生した場合、道路管理者はすみやかに国（国土交通省）、県、町、警察署、消防機関等に連絡する。

また、連絡を受けた機関は、それぞれ関係する機関に連絡するとともに、逐次被害の状況、応急対策の状況等の把握に努め、相互に連携を図る。
- (2) 道路管理者、県及び町等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合い、適切な情報の提供を行う。
- (3) 道路管理者は、道路利用者等に対し、被災状況、応急活動状況、復旧見通し等の情報を提供する。

### 2 応急対策活動対策の確立

道路管理者、県及び町等防災関係機関は、災害発生後すみやかに職員の参集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、又相互に緊密な連携の確保に努める。

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請の要求をする。

### 3 応急対策

- (1) 道路管理者は、町、消防機関等が行う迅速かつ的確な救助・救出及び消火の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 町長は、救助・救出活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県等に応援を要請する。
- (3) 消防機関は、すみやかに火災の状況を把握し、消火活動を行う。

- (4) 道路管理者は、危険物の流出及び道路の陥没並びに山崩れ等の危険が認められたときは、関係機関と協力し、すみやかに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

#### 4 応急復旧対策

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物等の除去を行い、早期の道路交通確保に努める。  
(2) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

## 第27節 農業関係災害応急対策計画

災害による農業関係被害の応急対策は、次により実施する。

### 1 実施主体

被災農家等に対する指導は、知事及び町長が関係団体の協力のもとに実施する。

### 2 農作物関係

#### (1) 改植用苗の確保

①水害等により、水稻の改植の必要が生じたときは、県は6月中旬以前の場合は育苗施設の効率的な苗の供給指導を行い、可能な限り余剰苗の確保を図る。6月下旬の場合は、隣接県からの確保が困難なため、県内の余剰苗の確保に全力を尽くす。

なお、苗の使用にあたっては、必ず病害虫の防除を行うよう指導する。

②果樹の改植を必要とする場合は、町長は県に要請し、群馬県園芸協会等を通じて改植用苗を確保する。

#### (2) 病害虫防除対策

##### ①防除の実施

町は、県の指導に基づき、病害虫防除協議会に諮り、防除班を編成して防除の実施を図る。

##### ②農薬の確保

町は、緊急に農薬の確保が必要な場合、全国農業協同組合連合会群馬県本部等に対し、農薬の緊急供給を依頼する。

##### ③防除器具の確保

町は、町内の防除器具の状況を把握し、緊急防除の実施に際し効率的に防除器具の使用ができるよう努める。

#### (3) 転作作物の導入指導

町は、農業協同組合等の協力を得て、必要に応じ転作作物の導入を指導する。

### 3 蚕業関係

#### (1) 桑園改植用苗の確保

町長は、水害等により桑園の改植を必要とする場合は、県に要請し、群馬県経済農業協同組合連合会等を通じて苗を確保する。

## (2) 蚕種対策

催青に着手しないうちに被害が生じ掃立までにかなり日数があるときは、被害程度を十分調査し、桑園の回復程度及び農作業との競合を考慮し、適正な掃立日、掃立量を定め繭生産量の確保に努める。催青に着手し掃立を遅らせる場合は、延期日数は1週間以内にとどめ、催青・卵蟻蚕冷蔵と抑制について適切な技術指導を行う。

## (3) 飼育対策

- ①被害地域における桑の確保は、組織的な体制をもってあたる。
- ②稚蚕人工飼育を導入する場合は、すみやかに関係機関と協議し万全を期す。

## 4 家畜関係

### (1) 家畜の避難

災害の発生に対し、飼養管理者は責任を持って家畜をより安全な場所に避難させるとともに、家畜が他に及ぼす影響をも考え、慎重かつ迅速に対処する。

避難する場所、方法等については事前に関係機関と協議していく。

### (2) 家畜の防疫及び診療

町は、災害時に発生する伝染性疾病に対処するため、農業協同組合、畜主等に対し、次の措置を指導実施する。

#### ①防疫資材の確保

県を通じて、必要な生物学的製剤、消毒及び治療薬の確保に努める。

#### ②防疫活動

被災地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及び被災畜舎に対する適切な処理を講ずるため、県の指導により、防疫措置にあたる。

#### ③応急診療活動

被災による一般家畜疾病の診療に迅速に対応できるよう、獣医師を適正な配置につかせる。

## 第28節 公共土木施設等災害応急対策計画

災害により被害を受けた道路、河川等の土木施設、農業用施設等の応急対策は本計画の定めるところによる。

### 1 実施主体

公共土木施設等の応急対策は、施設管理者が行う。

なお、必要に応じ、関係機関の応援、協力を得て実施する。

### 2 応急措置

施設管理者は、災害により施設が被害を受けたことにより被害が拡大するおそれがあるとき、あるいは応急対策上施行の必要があるとき（例えば堤防の決壊、道路、橋梁等の被害による交通不能、も

しくは交通上甚だ危険なとき等)は、できる限りすみやかに実情に即した方法により応急措置を行う。

### 3 その他

- (1) 施設管理者は、応急工事について、工法上等疑義が生じた場合又は生ずるおそれのある場合は、事前に関係省庁等と協議しておく。
- (2) 応急工事を施工する場合は、被害状況を知るに足る写真、その他関係資料を整備しておく。

## 第29節 電力施設災害応急対策計画

災害時の電力供給のための施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施主体

東京電力㈱

### 2 電力の供給

電力は、災害が発生した際においても供給を継続する。しかし、電力の供給を継続することが危険であると認められる場合は、その旨を関係機関に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。

ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、すみやかに関係機関へ報告をする。

### 3 予防措置

災害の発生が予想される場合は、供給支障及び公衆災害等を未然に防止するため、各電力施設の重点的巡視及び点検を行う。

### 4 災害発生時の措置

災害の状況に応じ、町と緊密な連絡のもとに応急措置に万全に期する。

### 5 復旧方針

復旧計画を作成のうえ、供給力の確保を最優先とし、一般の被害状況及び電力施設被害状況並びに設備の復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きいものから行う。

### 6 広報

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を行う。

また、災害により電力施設に被害が発生、広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧予定について、迅速・適切に広報を行う。

## 第30節 通信施設等災害応急対策計画

災害により通信施設に被害を受けた場合の応急復旧及び被災地における郵便物の運送集配等は本計画の定めるところによる。

### 1 実施主体

東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ

日本郵便(株)、郵便事業(株)

### 2 NTT東日本群馬支店の対策

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは「NTT災害対策規定」等に基づき、所管の電気通信施設に係る事前措置及び応急復旧を行う。

#### (1) 事前の措置

応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。

- ①NTTグループ会社との連携及び支援の方法
- ②社員の非常配備及び非常招集の方法
- ③社外関係機関との応援要請の方法

#### (2) 災害発生時の措置

- ①災害の状況に応じ、町と緊密な連絡のもとに応急措置に万全を期する。
- ②通信の確保のため必要があると認めるときは、各支店は上部機関と協議のうえ次の措置をとる。
  - ア) 通信方法の変更
  - イ) 非常用衛星通信装置及び無線機の運用
  - ウ) 特設公衆電話の設置
  - エ) 携帯電話の貸出
  - オ) 災害伝言ダイヤルサービス(171)の開始
  - カ) その他必要な措置
- ③重要通信を確保するため、次の場合は「電気通信事業法」等により通信の利用を制限する。
  - ア) 通信が著しくふくそうするとき
  - イ) 通信電源の全面的維持が困難なとき
  - ウ) 運用要員の全面的確保が困難なとき
  - エ) 回線の全面的維持が困難なとき
  - オ) その他必要を認めたとき

#### (3) 広報

災害による通信設備の被害状況、運用状況等を的確な方法で住民に広報する。

### 3 郵便局の対策

災害時における郵便の円滑な処理を図るため臨機応変に必要な応急措置を講じその万全を期する。

#### (1) 事前の措置

- ①平常時から管轄区域内の郵便の運送及び集配業務の遂行のために、災害が発生した場合において採用しうる迂回路、代替路線、代替輸送機関等の現況の把握に努める。

②災害時において重要区間又は孤立地域に対する郵便の緊急輸送に関して、地方公共団体、自衛隊、その他防災関係機関又は民間団体等の協力を得る体制を整備しておく。

## (2) 災害発生時の措置

### ①窓口業務の維持

災害時において、被災地における窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口を開設するほか窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等必要な措置を講ずる。

### ②郵便の運送、集配の確保

ア) 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため災害の態様及び規模に応じ運送、集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急措置を講ずる。

イ) 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認める場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便の運送便もしくは集配便を減便し、又は運送業務もしくは集配業務を休止する。

## 第31節 危険物施設等災害応急対策計画

災害時における危険物施設等の応急対策は本計画の定めるところによる。

### 1 石油類関係

#### (1) 実施主体

災害発生時における応急措置は危険物を取り扱っている施設等の所有者、管理者又は占有者が実施する。

#### (2) 応急措置

施設等の管理者等は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、すみやかに次の措置を講ずる。

①施設内の火気（電気を含む）の使用を制限又は停止する。

②移動が可能な危険物については、安全な場所に移動する。

③防油堤を補強するなどして、危険物の流出及び拡散を防止する。

④危険物を流出し、又は流出するおそれがあり、かつ当該危険物の性状により周辺の住民に被害が生じるおそれがある場合は、住民に対し警告、避難の誘導等を行う。

⑤流出した危険物を除去する。

#### (3) 町長の措置

①公共の安全の維持、災害発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止することを命じ、又はその使用を制限する。（消防法第12条の3）

②施設の管理者等が十分な応急対策を講じていないと認めるときは、施設の管理者等に対し、危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他必要な措置を講ずべきことを命ずる。

(消防法第16条の3)

## 2 高圧ガス関係

### (1) 実施主体

災害発生時における応急措置は、高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵又は容器の所有者もしくは占有者（以下「製造者等」）が実施する。

### (2) 応急措置

製造者等は、現場の消防、警備責任者と連絡を密にして、すみやかに次の措置を講ずる。

①施設が危険な状態になったときは直ちに製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のためのガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、必要な作業員以外は退避させる。

②貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移動させる。

③①又は②の措置を講ずることができないときは、従業員は必要に応じ付近の住民に退避するよう警告する。

④充填容器が外傷又は火災を受けたときは、充填されているガスを安全な場所で廃棄し、又はその充填容器を水中又は地中に埋める。

### (3) 知事の措置

必要に応じて次の措置をとる。

①製造者等に製造もしくは販売のための施設の全部又は一部の使用を停止させる措置をとる。

②製造者等に対し、製造引渡、貯蔵移動、消費又は廃棄を一時禁止又は制限する。

③高圧ガス又はこれらを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

## 第32節 自衛隊災害派遣要請計画

災害応急対策実施のため、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等は次による。

(災害派遣要請の主な流れ)

市町村長

↓ 派遣（撤収）要請を行うよう要求 (災害対策基本法第68条の2)

県知事

↓ 派遣要請、撤収要請 (自衛隊法第83条第1項)

陸上自衛隊第12旅団長

部隊派遣、災害派遣活動

部隊撤収

(災害派遣実施の可否の判断)

### 三原則（派遣の必要の有無の判断）

#### ①公共性

災害派遣が「公共の秩序を維持するため」に自衛隊の部隊を派遣するものであることから、災害に際し人の生命・身体及び財産が社会的に保健されることを必要としている。

#### ②緊急性

災害の状況、派遣要請の内容からして、災害救助のため直ちに自衛隊の部隊等を派遣する必要があること。

#### ③非代替性

災害救援が効果的に行われるために、他の機関（地方自治体、警察、消防等）のみの活動だけでは不足しており、自衛隊の部隊等を派遣することが必須であること。

### 1 要請を必要とする災害

災害時における人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が町等において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合。

### 2 派遣要請の手続き

(1) 町長は、災害派遣を必要とするときは、中部県民局長に口頭又は文書をもって要請の手続きを求めるとともに、伊勢崎警察署長に連絡する。なお、口頭で要請した場合は事後文書を送達する。

ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない理由によるときは、直接、県（危機管理室）に口頭をもって要請の手続きを求めることができる。この場合は、事後すみやかに中部県民局長に連絡しなければならない。

(2) 町長は、特に緊急を要し、かつ知事に対し要請の要求を行うことができない場合は、すみやかに第12旅団長に通知する。この場合、すみやかに県（危機管理室）に対し、その旨を通知する。

### 3 費用負担区分

(1) 派遣部隊等の活動に要する費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた町が負担する。

- ① 宿泊施設の借上料
- ② 宿泊施設の汚物処理費用
- ③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- ④ 災害派遣活動に係る資機材の調達費

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた町と自衛隊とで協議して定める。

(3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村間にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定める。

### 4 派遣部隊の受入

(1) 派遣部隊の宿泊可能施設

施設名	管理者	電話番号
勤労者センター	町長	65-7144
玉村中学校	学校長	65-2019
玉村南中学校	〃	65-8188
玉村小学校	〃	65-2304
芝根小学校	〃	65-2650
上陽小学校	〃	65-2350
中央小学校	〃	65-5609
南小学校	〃	65-9000

(2) ヘリポートの予定地

施設名	管理者	電話	離着陸場所	面積㎡(東西 m×南北 m)
玉村中学校	学校長	65-2019	校庭	8,800 (110×80)
玉村南中学校	〃	65-8188	〃	9,600 (120×80)
玉村小学校	〃	65-2304	〃	9,750 (130×75)
芝根小学校	〃	65-2650	〃	8,000 (100×80)
上陽小学校	〃	65-2350	〃	8,400 (140×60)
中央小学校	〃	65-5609	〃	9,775 (115×85)
南小学校	〃	65-9000	〃	12,800 (160×80)
県立玉村高等学校	群馬県	65-2309		11,000 (100×110)
総合運動公園	教育長	65-9530	運動場	87,000 (300×290)
東部スポーツ広場			広場	16,000 (80×200) 河川敷のため水害時除く
東部工業団地内運動公園				1,000 (100×100)
北部公園				12,000 (100×120)

下線4施設は、ドクターヘリランデブーポイント指定地

### 第33節 防災ヘリ・ドクターヘリ運用依頼

群馬県防災ヘリコプター「はるな」の出動を要請する場合は、「群馬県防災ヘリコプター救急搬送取扱い手引き」に基づき、要請する。

群馬県ドクターヘリについても、消防本部に119通報があった時点で、大事故、大ケガ、急病(心筋梗塞、脳卒中)などの生命の危険がある場合や救急現場で救急科医師の早期診療が必要と思われる場合、消防本部から前橋赤十字病院へのドクターヘリホットラインを使って出動を要請する。

### 第34節 相互応援協力計画

町及び防災関係機関は、災害による応急対策が困難な場合に備え、または他の機関への応援が迅速・

的確に行われるよう、積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、その体制を確保しておく。

## 1 応援の要請

### (1) 市町村間の応援協力

- ① 町長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め、災害対策の万全を期する。
- ② 町長は、災害時の応援協力について、相互応援協定を締結するよう努めるとともに、すでに締結された協定についても、より有効なものとするよう常に見直しを図る。
- ③ 協定の締結、見直しにあたっては、都道府県間の協定締結の配慮事項に準ずるほか、隣接市町村との協定に、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担・共同して行う内容を盛り込むなど、効率的・合理的備蓄を行えるよう考慮する。

### (2) 企業の応援協力

- ① 町長は、災害が発生した場合、救援物資・応急復旧などに関して企業と締結している災害時における応援協定に基づき、応援を求める。
- ② 町長は、災害時必要とされる支援を想定し、多業種の企業と災害時の応援協定を締結するよう努めるとともに、すでに締結された協定についても、より有効なものとするよう常に見直しを図る。

### (3) 要請の時期

町長が必要と認めたときとする。

### (4) 要請の範囲等

災害の規模に応じて隣接市町村へ随時要請する。なお要請にあたっては、「相互応援協定」締結市町村を優先する。

### (5) 要請の手続き

次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信により要請を行い、後に文書をすみやかに提出する。

- ① 被害の状況
- ② 応援を受けたい生活必需物資、応急対策及び応急復旧に必要な資器材の品名、数量等
- ③ 派遣希望技術職員等の職種別人員
- ④ 応援の場所及びその経路
- ⑤ 応援の期間
- ⑥ その他必要事項

### (6) 経費の負担

応援を受けたときは、その応援のため要した経費は、玉村町が全額負担する。

## 2 応援要請に対する措置

災害発生に伴う応急対策のため、応援要請があったときは、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、すみやかにこれに応ずるものとし、平素から体制の整備に努める。

## 3 応援の種類

応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、燃料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の供給
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材及び物資の供給
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のために必要な施設の提供
- (6) その他特に要請のあった事項

#### 4 連絡調整

隣接市町村への応援要請のための連絡又は求めに対する関係機関等との連絡調整は、災害対策本部連絡員があたる。

### 第35節 ボランティア活動支援・推進計画

町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの確立に努めるとともに、専門分野における行政とボランティアの連携の促進及び災害時のボランティア活動支援のための諸対策を推進する。

#### 1 平常時の対策

##### (1) 災害時防災ボランティア活動の啓発

町は、広報紙、パンフレット、その他あらゆるマスメディアを活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発を行う。

##### (2) ボランティアネットワークづくり

災害時の被災現場における一般ボランティアの受け入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体やボランティア支援機関による連絡会議を設置し、情報交換等を行う連絡体制（ネットワーク）を確立する。

##### (3) 専門領域におけるボランティア登録制度を創設

通信や建物危険度判定等の専門分野において登録制度を創設し、災害時の連絡体制を確立する。

##### (4) 災害時ボランティアコーディネーターの養成

災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成に努める。

#### 2 災害発生時の対応

##### (1) ボランティアの受け入れ及び支援

町は、災害対策本部内に、ボランティアの受け入れ体制を確立し、ボランティア活動が効果的かつ円滑に行われるよう次の支援を行う。

- ① ボランティアネットワーク（ボランティア連絡会議）による被災現地での一般ボランティア受け入れ体制（現地活動拠点）の確立支援
- ② 現地活動拠点におけるボランティア受け入れ状況の把握及びボランティア保険の加入支援
- ③ 被災地におけるボランティアニーズの把握、調整
- ④ 現地活動拠点での事務機器等必要機材の支援

- ⑤ 宿泊場所等のあっせん、支援
  - ⑥ 被災地、避難場所等の関係情報の提供
- (2) ボランティアの調整及び派遣
- ① 町は、ボランティアが必要と判断された場合は、ボランティアの種類、人数をボランティア連絡会議に依頼し、調整を得たうえでボランティアを派遣する。
  - ② 町は、ボランティアニーズを把握し、現地での調整が不能の場合は、県ボランティア対策班に連絡し、広域調整に努める。
  - ③ 災害復旧が長期間にわたる場合は、ボランティア連絡会議と協議し、長期的な支援体制を組む。

### 3 ボランティア活動の内容

- (1) 救助、避難・誘導活動
- (2) 医療・救援活動
- (3) 専門技術を活かした活動（アマチュア無線、インターネット、建物診断等）
- (4) 避難施設での活動（情報伝達、炊き出し、給食、物品配布等）
- (5) 住宅被災者の救援活動
- (6) 要配慮者への救助活動
- (7) 救援物資の配送搬入、仕分け
- (8) 献血、募金活動
- (9) 飼育ペット等の保護活動（救護所の設置・運営等）
- (10) 給水支援、風呂の支援
- (11) 家屋の解体・補修等の支援
- (12) 各種カウンセリング
- (13) 仮設住宅等への引っ越し
- (14) 避難所や被災社宅の防犯活動等
- (15) 平常時の防災活動（防災訓練協力、防災点検活動、防災ニュースの発行等）

## 第36節 県外の原子力施設事故対策

群馬県内には、原子力施設（原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」（以下「EPZ」という。）の区域※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に対しても避難指示が発令されるなど、今までの想定を超える事態が発生している。

本町においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで水道水の放射性物質検査や町内の公共施設の放射線量測定を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、県や関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、町民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成23年1月30日現在、EPZの範囲は最大でも原子力事業所から半径10km。

## 1. 情報の収集・連絡

町は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、県や関係機関等からの情報収集に努める。

なお、県は、必要に応じ、収集した情報を市町村等関係機関へ提供する。

## 2. モニタリング体制の強化

町は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生 の情報を得た場合は、放射性物質又は環境放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、県と連携し以下の対応を実施する。

実施結果等については、住民などへ積極的に広報する。

### (1) 空間放射線量率モニタリングの強化

県は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、県や関係機関等へ連絡する。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加やサーベイメータによる測定等モニタリングの強化を図る。

### (2) 水道水の放射性物質検査

町は水道水の放射性物質検査を実施し、県や関係機関等と結果を共有する。

### (3) 農畜産物等の放射性物質検査

町は、町産農畜産物等に係る放射性物質検査について県と連携し対応する。

### (4) 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

町は、クリーンセンターに係る焼却灰等の放射性物質検査の情報を収集把握する。

## 3. 町民等への情報伝達・相談活動

### (1) 町民等への情報伝達活動

① 町は、県や国等と連携し、異常事象等に関する情報を広く町民に向けて提供し、町内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

② 町は、ホームページや広報等を活用した情報の提供にも努める。

③ 町は、町民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。

④ 町は、伝達する情報について、県と連絡を取り、その内容を十分に確認する。

⑤ 町は、町民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

○ 町内の空間放射線量率に関する情報

○ 水道水、町産農畜産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果

○ 相談窓口の設置状況

### (2) 相談窓口等の設置

① 町は、県や関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに町民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。

想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
  - 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
  - 県内の空間放射線量に関する相談窓口
- ② 町は、町民からの相談等で、十分な情報がない場合は、県や関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

### (3) 避難者等への表面汚染測定の実施

町は、放射性物質や放射線に対する不安を払しょくするために、本人からの要望等必要に応じ、住民や県外避難者等に対して、放射線測定器による表面汚染測定を実施する体制を確保する。

## 4. 水道水、飲食物の摂取制限等

### (1) 水道水の摂取制限等

町は、防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、又は乳児に与える場合の食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、摂取制限及び広報の要請を実施する。

### (2) 飲食物の摂取制限等

町は、県の指導・助言、指示に基づき、飲食物中の放射性物質が食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

### (3) 農畜産物等の採取及び出荷制限

町は、県の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう関係団体、生産者等に要請する。

### (4) 食料及び飲料水の供給

町は、食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動に基づき、県や関係機関と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

## 5. 風評被害等の影響軽減

町は、県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進のための広報活動等を引き続き行う。

## 6. 健康への影響と対策の検討

町は、モニタリング調査の結果等により、町民への健康の影響が懸念される場合は、県や関係機関と協力して、影響の程度や対策について検討する。

# 第2章 災害復旧計画

## 第1節 二次災害の防止

余震、建築物の倒壊などの災害に備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

※ 本節における「県」とは、県(危機管理室)を示す。

(応急対策の流れ)



対応状況について、本部（総務班）が把握できる体制とする。

### 1. 公共土木施設

#### (1) 道路・橋梁

##### ① 被害状況の把握

道路・橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

##### ② 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

##### ③ 応急復旧

被害を受けた町道について、優先順位の高いものから障害を除去、仮復旧措置を講じる。

また、町単独での道路の応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

#### (2) 河川、水路等

##### ① 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況を把握する。

## ② 河川管理者、水路管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

## ③ 応急復旧

障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での河川、水路等の応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

## (3) 危険箇所等

崖くずれ、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

## 2. 被災建築物及び宅地の応急危険度判定の実施

二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被害建物及び宅地の応急危険度判定を災害発生直後に実施する。

### (1) 応急危険度判定作業の準備

- ① 住宅地図等の準備
- ② 応急危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

### (2) 調査の体制

応急危険度判定士有資格者を中心として、2人1組の班を構成する。

### (3) 調査の実施

群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱による。

### (4) 応援要請

町単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

### (5) 被災宅地危険度判定

被災宅地の危険度判定は、群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき実施する。

## 3. 危険物施設等の応急措置

### (実施担当機関)

消防本部、関係機関

### (対策)

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、消防本部及び関係機関は、危険物施設等、高圧ガス施設、火薬類貯蔵施設、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講ずるよう要請する。

### (1) 立入検査

消防本部及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

### (2) 応急対策

消防本部及び関係機関は、倒壊によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険箇所への立入制限を行う。

## 第2節 被災者等の生活再建支援

### 1 り災証明の交付

各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、り災証明の交付体制を早期に確立し、被災者の生活再建に向けて、「り災証明」を交付する。

(実施担当機関)

住民班

### 2 災害弔慰金の支給等

町及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

- |                                  |                            |
|----------------------------------|----------------------------|
| (1) 災害弔慰金                        | (災害弔慰金の支給に関する法律)           |
| 支給機関 町                           | (費用負担割合 町 1/4、県 1/4、国 1/2) |
| (2) 災害障害見舞金                      | (災害弔慰金の支給に関する法律)           |
| 支給機関 町                           | (費用負担割合 町 1/4、県 1/4、国 1/2) |
| (3) 災害援護金                        | (災害弔慰金の支給に関する法律)           |
| 支給機関 町                           | (費用負担割合 県 1/3、国 2/3)       |
| (4) 群馬県(小規模)災害見舞金                | (災害弔慰金の支給に関する法律)           |
| 支給機関 県(危機管理室)                    |                            |
| (5) 被災者生活再建支援金                   | (被災者生活再建支援法)               |
| 支給機関 県(危機管理室、ただし、被災者生活再建支援法人に委託) |                            |
| (6) 生活福祉金(災害援護金)                 |                            |
| 貸付機関 群馬県社会福祉協議会                  |                            |

### 3 税の徴収猶予及び減免等

町及び県(税務課)は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、猶予又は減免等の措置を講ずる。

### 4 雇用の確保

#### (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、被災によりその雇用される適用事業所(救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給する。

#### (2) 被災者に対する職業の紹介

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行う。

### (3) 職業訓練の充実

産業技術専門校は、失業者（休業者）の転職を容易にするための職業訓練を充実させる。

## 5 住宅再建・取得の支援

町及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。

- (1) 災害復興住宅融資（住宅金融公庫法）  
貸付機関 住宅金融公庫
- (2) 地すべり関連住宅融資（住宅金融公庫法）  
貸付機関 住宅金融公庫
- (3) 土砂災害関連住宅融資（住宅金融公庫法）  
貸付機関 住宅金融公庫
- (4) 密集市街地関連住宅融資（住宅金融公庫法）  
貸付機関 住宅金融公庫
- (5) 母子・寡婦福祉資金（母子及び寡婦福祉法）  
貸付機関 県（青少年こども課、保健福祉事務所）
- (6) 群馬県マイホーム建設資金利子補給  
利子補給機関 県（林業振興課）

## 6 恒久的な住宅確保の支援

町及び県（建築住宅課）は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。

## 7 安全な地域への移転の推奨

町及び県（建築住宅課）は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

## 8 復興過程における仮設住宅の提供

町及び県（建築住宅課）は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

## 9 支援措置の広報等

町及び県（広報課・県民センターほか）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

## 10 災害復興基金の設立等

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、か

つ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 11 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公共的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町、県等は、その制度の普及促進に努める。

## 第3節 公共施設災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成すること。

### 1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
  - ①河川公共土木施設事業復旧計画
  - ②道路、橋梁公共土木施設事業復旧計画
  - ③下水道事業復旧計画
- (2) 農林水産業施設事業復旧計画
- (3) 上水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) がれき等の適正処理及びリサイクル処理計画
- (10) 復旧上必要な金融、その他の資金計画
- (11) その他の計画

### 2 復旧事業の方針

- (1) 復旧事業実施体制

町は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。
- (2) 災害復旧事業計画

町は、被災施設の復旧事業計画をすみやかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものは、復旧事業費の決定を受けるための査定計画を立て、査定実施がすみやかに行えるよう努める。

### (3) 緊急査定の促進

被害施設の災害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

### (4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災地の状況、被害の発生原因等を十分調査し、再度災害の防止に努めるとともに、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

### (5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

### (6) 小災害の措置について

小災害で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、町単独事業として被害復旧をすみやかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努める。

## 第4節 その他保護計画等

### 1 町税等の徴収猶予及び減免の措置

町は、災害により被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、町税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。（被災者の生活再建支援参照）

### 2 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じて最低生活を保障する措置をする。

### 3 自発的支援の受け入れ

#### (実施担当機関)

救助班、関係機関

#### (ボランティア活動による長期的支援)

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。

このため、町及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

災害復旧及び民生安定が長期にわたる場合、町は、被災者の自立生活を支援するための長期的なボランティア活動の支援、推進を図る。

#### (1) ボランティアの受け入れ

県(NPO・ボランティア推進課)、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体

##### ① 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出(消防・警察業務経験者等)
情報連絡	救護(医師、看護師、救命講習修了者等)
給食、給水	建物応急危険度判定(建築士等)
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
避難所の清掃手話通訳	介護(介護福祉士等)
ゴミの収集・廃棄	アマチュア無線
高齢者、障害者等の介助	各種カウンセリング
防犯	
がれきの撤去	
住居の補修	
愛玩動物の保護	

## ② 受入窓口の開設

救助班は、玉村町社会福祉協議会と県(NPO・ボランティア推進課)及びボランティア関係団体等の相互連絡・調整の上、ボランティアの受入窓口を開設する。

## ③ ボランティアニーズの把握

町及びボランティア受入団体は、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握する。

## ④ ボランティアの受入れ

町及び県(NPO・ボランティア推進課)、ボランティア関係団体は、各避難所等のボランティアニーズに基づき、相互に連絡・調整の上、ボランティアの受入れを行う。

## ⑤ ボランティア活動の支援

ボランティアの活動支援は、次によりボランティア活動を支援する。

1. ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
2. 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。

## ⑥ ボランティアによるボランティア活動の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、町及び県(NPO・ボランティア推進課ほか)、ボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮する。

## (2) 義援物資・義援金の受入れ

町、県(健康福祉部)、その他の防災関係機関

### ① 義援物資の受入れ

#### 1. 需要の把握

町は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類及び数量を把握する。

#### 2. 受入機関の決定

町及び県(健康福祉課)は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(県と各市町村が個別に受け入

れるか共同で受け入れるか)を定める。

### 3. 集積場所の確保

送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所をあらかじめ確保する。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討する。

### 4. 受入希望物資の公表

受入を希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて国民に公表する。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努める。

### 5. 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

### 6. 受入物資の配分

町が受け入れた物資については、自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県(健康福祉課)と市町村とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意する。

### 7. ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者の活用を検討する。

## (3) 義援金の受入れ

### ① 義援金の募集

町及び県(健康福祉課)は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集する。

### ② 「募集・配分委員会」の設置

町及び県(健康福祉課)は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化する。

- ・群馬県群馬県町村会日本赤十字社群馬県支部
- ・被災市町村群馬県市議会議長会群馬県社会福祉協議会
- ・群馬県市長会群馬県町村議会議長会群馬県共同募金会

### ③ 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報する。

### ④ 義援金の配分

1. 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定める。
2. 義援金の被災者への支給は、市町村が行う。

## 4 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛護動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難

所に避難してくることが予想される。

動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、町、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

(1) 実施主体

町、県（健康福祉部、動物管理センター）

(2) 動物愛護の実施

獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、県に「動物愛護本部(動物管理センター内)」が設置された場合、愛玩動物等の収容対策を協力し実施する。

町は、動物愛護本部に、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供する。

(3) 愛玩動物の所有者

所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないように適切に努める。

## 5 生活相談等の実施

(1) 町民生活相談の実施

町は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者等の生活相談に応じるため、相談窓口を設置するなど生活相談を行う。

(2) 在住外国人に対する生活相談の実施

町は、国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口を設置するなど外国人に対する生活相談を行う。

なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難場所に配置するなど、外国人の避難所生活を支援する。

## 6 激甚災害の早期指定の確保

(1) 激甚災害の早期指定の確保

① 町長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この項において「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事（関係各課）に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

② 知事（危機管理室）は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、内閣総理大臣に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

(2) 特別財政援助の受入れ

県（関係各課）は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続きを速やかに行う。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）

1. 公共土木施設災害復旧事業費負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

2. 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業

3. 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

4. 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
  5. 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
  6. 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
  7. 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
  8. 身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業
  9. 知的障害者福祉法第19条の規定により県又は町が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業
  10. 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
  11. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
  12. 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
  13. 堆積土砂排除事業
    - (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
    - (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの又は町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行なう排除事業
  14. 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- ② 農林水産業に関する特別の助成
1. 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)
 

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
  2. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)
 

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
  3. 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)
 

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
  4. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)
    - (ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
    - (イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
  5. 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)
 

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

6. 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)  
土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
  7. 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
    - (ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
    - (イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- ③ 中小企業に関する特別の助成
1. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)  
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
  2. 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)  
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
  3. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)  
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
  4. 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(激甚災害法第15条)  
商工組合中央金庫が貸し付けた再建資金について、利率を引き下げる。
- ④ その他の特別の財政援助及び助成
1. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)  
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
  2. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)  
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
  3. 町が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)
  4. 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)  
特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。
  5. 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)  
水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。
  6. り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)  
滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。
  7. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)  
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

## 7 復旧資金の確保

県(総務局)、町、関東財務局、郵便事業(株)

### (1) 復旧資金の確保

町及び県(財政課)は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努める。

- ① 普通交付税の繰上交付の要請
- ② 特別交付税の交付の要請
- ③ 一時借入れ
- ④ 起債の前借り

### (2) 関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について町又は県から要請があったときは、次の協力を行う。

- ① 災害つなぎ資金の融資(短期)
- ② 災害復旧事業資金の融資(長期)
- ③ 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

### (3) 郵便事業(株)の協力

郵便事業(株)は、復旧資金の確保について県又は市町村から要請があったときは、簡易生命保険資金を原資とした短期融資を行う。

## 8 その他

本計画に定める他、群馬県地域防災計画、その他法令に定めるところにより、対応する。

## 附 記

この計画は、次年度以降の本計画が実施されるまで存続する。

# 玉村町地域防災計画 資料編

## 【資料編】

資料 1 燃料取扱機関一覧表

資料 2 町指定文化財一覧表

資料 3 備蓄状況一覧表

資料 4 震度表解説（気象庁震度階級関連解説表）

資料 5 要配慮者利用施設

資料 6 安置場所設置計画  
（第 4 編 災害応急対策・復旧編 第 1 章 災害応急対策  
第 21 節 遺体の捜索・収容・埋火葬計画）

資料 7 動員計画  
（第 4 編 災害応急対策・復旧編 第 1 章 災害応急対策 第 2 節 動員計画）

資料 8 災害救助法の適用等  
（第 4 編 災害応急対策・復旧編 第 1 章 災害応急対策 第 1 節 組織計画）

資料 9 災害につよいまちづくり計画  
（第 3 編 風水害等対策編 第 1 章 水防計画 第 2 節 水害対策）

## 資料1 燃料取扱機関一覧表

地域防災計画資料

## ガス（プロパン）

取 扱 機 関 名	所 在 地	電話番号	備 考
伊勢崎ガス供給センター事業協同組合	川 井 1933	65-4091	都市ガス
(株)エネサンス関東群馬事業所	川 井 53-5	65-7331	
(株)サイサン 群馬支店	川 井 1933	65-3933	
シナネン関東ガス販売(株) 群馬玉村営業所	上茂木 76	64-0401	
(有)原野屋住宅総合設備	上之手 1507	65-2903	
堀川産業(株) 高崎営業所	上之手 1656	65-8213	
(株)大和家住宅機器	上茂木 123-3	65-2753	
(株)T O K A I 高崎支店	南 玉 835	64-6300	

## 石油

取 扱 機 関 名	所 在 地	電話番号	備 考
出光セルフ玉村東SS / (有)金田石油	川 井 20-1	64-5252	
(有)金田石油 玉村給油所	下新田 535	65-2236	
(有)金田石油 五料給油所	五 料 1073	65-2527	
(株)群馬県食肉卸売市場 給油所	上福島 1189	64-6233	
コスモ石油販売(株)北関東カンパニーセルフ玉村	下新田 289	65-1481	
サンケイ石油(株) 玉村SS	上之手 1579	65-1056	
鈴木燃料(株) ニュー玉村給油所	板 井 845-1	65-7227	
(株)高橋石油 玉村第1SS	上新田 1487	65-3362	
(株)高橋石油 玉村第2SS	上茂木 111-3	65-2915	
日米礦油(株) 北関東営業所	板 井 145-1	64-0021	
丸直石油(株)	角 淵 5036-1	65-2410	
万寿屋 玉村給油所	藤 川 185-1	65-5557	
(有)宮下石油	福 島 1240-5	65-7777	
カインズホーム 玉村店	上之手 2054	64-2888	灯油限定

## 玉村町の指定文化財一覧(国・県)

平成24年4月1日現在

No.	種類	指定年月	指定物件名	所在地	所有者(管理者)
1	国重	M41.8.1	玉村八幡宮本殿1棟 (附 棟札 6枚)	玉村町下新田1 (玉村八幡宮)	玉村八幡宮
2	国重無民	H14.2.12	春鋤祭	玉村町樋越 412-4(神明宮)	春鋤祭保存会
3	県重	H12.3.21	渡辺家文書 29冊 「三右衛門日記」	玉村町福島 1328	個人 (町歴史資料館)
4	県重	H20.9.12	小泉長塚1号古墳 出土品一括(244点)	玉村町福島 325 (文化財整理室)	玉村町
5	県重	H20.9.12	小泉大塚越3号古墳 出土品一括(276点)	玉村町福島 325 (文化財整理室)	玉村町
6	県重有民	H20.3.27	利根川中流域玉村町 の漁撈用具(220点)	玉村町福島 325 (文化財整理室)	玉村町
7	県史	S24.1.11	斎藤宜義の墓	玉村町板井 1065(宝蔵寺)	宝蔵寺

国の選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 五料の水神祭 (H14.2.12)

国の登録 登録有形文化財 小泉の重田政樹家住宅 (H13.11.20)

主屋、穀蔵、西の蔵、外便所、東の蔵、井戸屋形、表門及び塀

## 玉村町の指定文化財一覧(町)

平成24年4月1日現在

No.	種類	指定年月	指定物件名	所在地	所有者(管理者)
1	町重	S62.12.4	五丁目屋台 1台	玉村町下新田1 (玉村八幡宮境内)	五丁目町内会
2	〃	S63.9.29	六丁目屋台 1台	玉村町下新田 613-1、614-1	六丁目町内会
3	〃	H7.11.28	阿弥陀三尊板碑並びに 阿弥陀板碑 3基	玉村町上之手 1282 (観照寺)	観照寺
4	〃	〃	文安銘五輪塔 2基	玉村町南玉 783(原家墓地)	個人
5	〃	H12.4.27	脇差 (藤枝太郎英義作)	玉村町福島 325 (町歴史資料館)	火雷神社 (町歴史資料館)
6	〃	H14.3.27	人物埴輪 2体 男子人物埴輪 女子人物埴輪	玉村町福島 325 (町歴史資料館)	個人 (町歴史資料館)
7	町重無民	S46.4.1	稻荷神社獅子舞 (上新田)	玉村町上新田 1590 (稻荷神社)	稻荷神社獅子舞 保存会
8	〃	〃	すみつけ祭 (上福島)	玉村町上福島 1001 (上福島公民館)	すみつけ祭祭典 委員会
9	〃	〃	横樽音頭 (南玉)	玉村町南玉 760 (住吉神社)	横樽音頭保存会
10	〃	〃	水神祭 (五料)	玉村町五料 1010 (飯玉神社)	水神祭保存会
11	〃	〃	祇園祭 (上新田)	玉村町上新田 1590 (稻荷神社)	交代制

12	"	"	祇園祭 (下新田)	玉村町下新田1 (玉村八幡宮)	交代制
13	"	"	祇園祭 (角淵)	玉村町角淵 2075-1 他 (角淵八幡宮)	交代制
14	"	H12.4.27	地蔵祭 (箱石)	玉村町箱石 342-1 (養命寺)	地蔵祭保存会
15	"	"	麦蒔御神事 (下之宮)	玉村町下之宮 524 (火雷神社)	麦蒔御神事 保存会
16	"	"	悪魔払い (飯塚)	玉村町飯塚 295 (飯玉神社)	悪魔払い保存会
17	"	"	悪魔祓い (藤川)	玉村町藤川 55-1 (稻荷神社)	悪魔祓い保存会
18	町史	S41.4.1	梨ノ木山古墳	玉村町下茂木 1027-1・-2・-3	玉村町 他 個人 2名
19	"	"	軍配山古墳	玉村町角淵 4755	玉村町
20	"	H7.11.28	五料関所跡門柱礎石・ 井戸	玉村町五料 1066 他	玉村町
21	"	"	木島本陣跡歌碑1基	玉村町下新田 484	個人

## ・備蓄倉庫（役場・中央公民館敷地内）

名 称	個 数	名 称	個 数
防災用かまどセット	4組	テント	2枚
浄水機	2台	軍手	120組
揚水機	1台	毛布	60枚
非常用水運搬袋	100枚	皿	237枚
ハンドマイク	10台	ボール	566枚
発電機	2台	トレイ	464枚
投光機	4台	食かん	4個
組立式水槽	1組	のこぎり	12個
防水シート	8枚	剣先スコップ	18個
担架	5台	バリケード	10個
工具セット	2組	補給用ろうペレットセット	10個
金属椅子	2台	トランシーバー	20台
簡易トイレ	5組	コードリール	3個
災害用トイレ	2式	トロピカリール巻き	1個
ポリタンク	3個	ホース	2本
クノセン強カライト	10個	吸管φ75	1個
ヘルメット	40個	乾パン	512
ガスコンロ	20個	五目ご飯	1,000
安全キャンドル	10個	梅がゆ	1,000

## ・備蓄倉庫（玉村小学校敷地内）

名 称	個 数	名 称	個 数
防災用かまどセット	2組	担架	2台
浄水機	2台	工具セット	1組
揚水機	1台	金属椅子	1台
非常用水運搬袋	100枚	簡易トイレ	3組
ハンドマイク	5台	ポリタンク	2個
発電機	1台	電源ドラム	1個
投光機	1台	ホース	2本
組立式水槽	1組	吸管φ75	1個
防水シート	12枚	浄水機フィルター	2箱

## ・備蓄倉庫（芝根小学校敷地内）

名 称	個 数	名 称	個 数
防災用かまどセット	2組	工具セット	1組
浄水機	2台	金属椅子	1台
揚水機	1台	簡易トイレ	3組
非常用水運搬袋	100枚	ポリタンク	2個
ハンドマイク	5台	電源ドラム	2個
発電機	1台	ホース	2本
投光機	1台	吸管φ75	1個
組立式水槽	1組	乾パン	512食
防水シート	12枚	五目ご飯	900食
担架	2台	梅がゆ	900食

・備蓄倉庫（上陽小学校南・玉村内科クリニック敷地内）

名 称	個 数	名 称	個 数
防災用かまどセット	2組	工具セット	1組
浄水機	2台	金属椅子	1台
揚水機	1台	簡易トイレ	3組
非常用水運搬袋	100枚	ポリタンク	2個
ハンドマイク	5台	電源ドラム	1個
発電機	1台	ホース	2本
投光機	1台	吸管φ75	1個
組立式水槽	1組	浄水機フィルター	2箱
防水シート	12枚	乾パン	512
担架	2台	五目ご飯	1,000
		梅がゆ	1,000

・備蓄倉庫（中央小学校西・玉村町文化センター敷地内）

名 称	個 数	名 称	個 数
防災用かまどセット	2組	工具セット	1組
浄水機	2台	金属椅子	1台
揚水機	1台	簡易トイレ	3組
非常用水運搬袋	100枚	ポリタンク	2個
ハンドマイク	5台	電源ドラム	1個
発電機	1台	ホース	2本
投光機	1台	吸管φ75	1個
組立式水槽	1組	浄水機フィルター	2箱
防水シート	12枚	乾パン	512
担架	2台	五目ご飯	1,000
		梅がゆ	1,000

・備蓄倉庫（南小学校北・社会体育館敷地内）

名 称	個 数	名 称	個 数
防災用かまどセット	2組	工具セット	1組
浄水機	2台	金属椅子	1台
揚水機	1台	簡易トイレ	3組
非常用水運搬袋	100枚	ポリタンク	2個
ハンドマイク	5台	電源ドラム	2個
発電機	1台	ホース	2本
投光機	1台	吸管φ75	1個
組立式水槽	1組	乾パン	512
防水シート	11枚	五目ご飯	1,000
担架	2台	梅がゆ	1,000
		保存水2L	240本

・水防倉庫（玉村消防署敷地内）

名 称	個 数	名 称	個 数	名 称	個 数
かま	19	とうぐわ	15	なわ	17
なた	15	かけや	14	鉄線	17
のこぎり	14	ペンチ	2	くい	225
おの	10	ハンマー	9	フルコンシート	4
スコップ	49	カッター	5	しの	8
つるはし	8	ビニール袋	800		

# 気象庁震度階級関連解説表

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 要配慮者利用施設

(地域防災計画資料⑤)

	NO	施設の名称		所在地(玉村町大字)	電話番号	FAX番号	浸水想定区域
町関係	1	特別養護老人ホームにしきの園東デイサービスセンター	福祉施設	飯倉59	64-6666	20-4141	区域内
町関係	2	老人福祉センター・デイサービスセンター	福祉施設	上福島296	65-1294	65-1309	区域内
町関係(障害)	3	障害者福祉センター「のぼら」	福祉施設	福島965	64-5811	65-9737	区域内
町関係(障害)	4	障害者福祉センター「たんぼぼ」	福祉施設	下新田150-1	65-9100	65-9192	区域内
町関係(障害)	5	地域活動支援センター「たんぼぼ」	福祉施設	下新田150-1	65-9100	65-9192	区域内
町関係	6	玉村幼稚園	町立幼稚園	板井53-2	65-7701	65-7701	区域内
町関係	7	南幼稚園	町立幼稚園	後箇215-1	20-4100	20-4101	区域内
町関係	8	玉村小学校	町立小学校	下新田99-1	65-2304	65-2446	区域内
町関係	9	上陽小学校	町立小学校	樋越921-1	65-2350	65-2434	区域内
町関係	10	芝根小学校	町立小学校	飯倉39	65-2650	65-9630	区域内
町関係	11	中央小学校	町立小学校	福島401	65-5609	65-8304	区域内
町関係	12	南小学校	町立小学校	角刈5011	65-9000	65-3232	区域内
町関係	13	玉村中学校	町立中学校	福島913	65-2019	65-2651	区域内
町関係	14	南中学校	町立中学校	上之手1748	65-8188	65-8189	区域内
県関係	15	玉村高等学校	県立高等学校	与六分14	65-2309	64-1870	区域内
民営認定こども園	16	マーガレット幼稚園	民営認定こども園	南玉758	65-2120	65-3141	区域内
民営認定こども園	17	フェリーチェ国際こども園	民営認定こども園	飯塚328	75-6600		区域内
町関係	18	地域子育て支援センター	福祉施設	下新田176	30-6601		区域内
町関係	19	第1保育所	町立保育所	下新田176	65-2565	65-2565	区域内
町関係	20	第2保育所	町立保育所	角刈5109	65-2566	65-2566	区域内
町関係	21	第3保育所	町立保育所	樋越904	65-2567	64-0701	区域内
町関係	22	第4保育所	町立保育所	飯倉70	65-2564	65-2564	区域内
町関係	23	第5保育所	町立保育所	福島31-1	65-5000	65-5000	区域内
私立保育所	24	にしきの保育園	私立保育所	上之手1619-5	75-1777		区域内
私立保育所	25	玉村おひさま保育園	私立保育所	上福島310-1	61-7337		区域内
町関係	26	西児童館放課後児童クラブ	町立児童館・放課後児童クラブ	板井53-1	65-1137	65-1137	区域内
町関係	27	健康の森児童館放課後児童クラブ	町立児童館・放課後児童クラブ	飯倉59-3	64-6600	64-6600	区域内
町関係	28	上陽児童館放課後児童クラブ	町立児童館・放課後児童クラブ	樋越865-2	64-6565	64-6565	区域内
町関係	29	中央児童館放課後児童クラブ	町立児童館・放課後児童クラブ	福島533-2	64-1400	64-1400	区域内
町関係	30	南児童館放課後児童クラブ	町立児童館・放課後児童クラブ	上之手2021-3	64-7654	64-7654	区域内

町関係(民営)

介護

31	放課後児童クラブスマイル	町立民営放課後児童クラブ	下新田602	50-0477	50-0477	区域内
32	デイサ-ビスセンター-たま	総合事業通所型	下新田469	61-9395	61-9398	区域内
33	デイサ-ビスタマメディカル角淵	通所介護・総合事業通所型	角淵2140-6	65-3131	65-4730	区域内
34	デイサ-ビスセンター-アクティブライフ	通所介護・総合事業通所型	角淵5066-1	27-5162		区域内
35	デイハウスゆるり	通所介護	角淵5066-1	27-5162		区域内
36	デイサ-ビスセンター-杏月	通所介護・総合事業通所型	角淵5253-2	75-3136		区域内
37	グループホームタマメディカル五料	認知症対応型共同生活介護	五料299	30-6111	30-6112	区域内
38	小規模多機能 タマビレッジきらら	小規模多機能型居宅介護	上新田1632-1	75-2422		区域内
39	ハッピー-ホーム	通所介護・総合事業通所型	上新田1890-1	75-4333		区域内
40	デイサ-ビスタマビレッジ	通所介護・総合事業通所型	上新田640-1	30-2311	30-2312	区域内
41	特別養護老人ホ-ムタマビレッジ	短期入所生活介護・介護老人福祉施設	上新田640-1	30-2311	30-2312	区域内
42	介護老人保健施設 たまむら	通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護老人保健施設	上新田675-1	65-0500	65-0501	区域内
43	ユニット型 介護老人保健施設たまむら	短期入所療養介護・介護老人保健施設	上新田675-1	65-0500	65-0501	区域内
44	デイサ-ビスセンター-たま	地域密着型通所介護	上新田702-10	61-9395	61-9398	区域内
45	小規模多機能プラムの森inかみにて	小規模多機能型居宅介護	上之手586-1	61-8883		区域内
46	社会福祉法人玉村町社会福祉協議会ひだまり通所介護事業所	通所介護・総合事業通所型	上福島296	65-1294	65-1309	区域内
47	デイサ-ビスいな蔵	通所介護・総合事業通所型	上茂木137-1	50-1183	50-1184	区域内
48	ちっちゃなデイサ-ビスプラムの森	通所介護・総合事業通所型	川井2119-1	65-4881	65-4881	区域内
49	ほっとテラス	地域密着型通所介護・総合事業通所型	川井2124-2	65-1662	65-1309	区域内
50	タマメディカル藤川	小規模多機能型居宅介護	藤川23	65-0330	65-0250	区域内
51	デイサ-ビス木もれび藤川	通所介護・総合事業通所型	藤川58-2	61-7011		区域内
52	デイサ-ビスいちじく	通所介護・総合事業通所型	南玉574	55-2778		区域内
53	中里デイサ-ビスセンター	地域密着型通所介護・総合事業通所型	板井1060-5	64-1656	64-1651	区域内
54	デイサ-ビスツクモ	地域密着型通所介護・総合事業通所型	板井1077-1	75-5300	75-5011	区域内
55	くつろぎの家ハッピー-園	通所介護・総合事業通所型	板井31-2	50-1700	50-1701	区域内

介護	56	ハッピー-スマイル	通所介護・総合事業通所型	板井31-7	65-6066		区域内
介護	57	デイサ-ビスセンター-リンク玉村	通所介護	板井887-6	61-5841	61-5842	区域内
介護	58	デイサ-ビスセンター-快幸園	通所介護・総合事業通所型	飯倉410	65-7250	65-7274	区域内
介護	59	玉村町東デイサ-ビスセンター-にしきの園	通所介護・総合事業通所型	飯倉59	64-6666	20-4141	区域内
介護	60	ショートステイ にしきの園	短期入所生活介護	飯倉59	64-6666	20-4141	区域内
介護	61	特別養護老人ホーム にしきの園	介護老人福祉施設	飯倉59	64-6666	20-4141	区域内
介護	62	デイサ-ビスみその	通所介護・総合事業通所型	福島1340	50-0730		区域内
介護	63	ケアステ-ションあさひ玉村	通所介護・総合事業通所型	福島200-1	61-5700	61-5701	区域内
介護	64	アットホーム尚久玉村	特定施設入居者生活介護	福島80-1	64-1107	75-1391	区域内
介護	65	グループホームたまむらやすらぎの家	認知症対応型共同生活介護	福島81-2	30-6600	64-8080	区域内
障害	66	ちょこ	共同生活介護(GH)	斎田384-2	64-5350	64-8379	区域内
障害	67	グループホームココリカ	共同生活介護(GH)	与六分6-1 らぼーる	61-6197	61-6197	区域内
障害	68	学童クラブモモ	放課後等デイサ-ビス	下新田265-3	64-5410	64-5410	区域内
障害	69	学童クラブモモとジジ	放課後等デイサ-ビス	斉田321-1	61-7519	61-7519	区域内
障害	70	糸ぐるま玉村教室	放課後等デイサ-ビス	上飯島237-7	75-2328	75-2338	区域内
障害	71	第3琳琳(リンリン)	放課後等デイサ-ビス	下新田226-2	75-6088	75-6088	区域内
障害	72	サ-ビスステ-ションカシオペイア	一時預かり(サ-ビスステ-ション)	斉田321-1	64-5350	なし	区域内
障害	73	生活介護事業所プラムの森・リトルホーム	生活介護	上之手586-1	50-0522	50-0522	区域内
障害	74	リカバリ-ハウス	就労継続B型、就労移行支援	与六分6-1 らぼーる	61-6197	61-6197	区域内
障害	75	ロータス・シ-ド	就労継続A型	上福島526	75-5785	75-5781	区域内
障害	76	メイプル	就労継続A・B	板井832-7	61-7143	61-7130	区域内
障害	77	ふらっとにしきの	就労移行	川井2068-1	61-7123	61-7081	区域内
認可外保育施設	78	フェリーチェインターナショナルスクール幼稚部	認可外保育施設	飯塚328	75-6622		区域内
医療機関	79	宇津木医院	医療機関	藤川198-2	64-7878	64-8577	区域内
医療機関	80	角田病院(医療法人樹心会角田病院)	医療機関	上新田675-4	65-7171	65-9829	区域内
医療機関	81	南部眼科	医療機関	後箇216-1	64-5557	64-6333	区域内

※ 要配慮者利用施設

高齢者や障害者、園児等が利用する施設、医療機関のうち有床の施設を「要配慮者利用施設」として位置づけさせていただきます。

【資料】 6

(地域防災計画資料⑥)

(第 4 編 災害応急対策・復旧編 第 1 章 災害応急対策  
第 21 節 遺体の捜索・収容・埋火葬計画)

安置場所設置計画

安置場所については、各課調整により定めるものとする。

候補地として、次の場所が考えられる。

- ・ 町内の葬儀場に依頼する。
- ・ ふるハートホール（多目的ホール）（災害時の運用状況により、使用）
- ・ その他体育館等の公共施設を中心に検討する。

玉村町地域防災計画の動員計画

(第4編 災害応急対策・復旧編 第1章 災害応急対策 第2節 動員計画)

動員数

各班別の動員数、ならびに配備体制の基準に応じた動員可能職員数及び各号動員人数は次表のとおりである。動員数は、被害の状況に応じて、その都度本部長の指示によって増減することができる。

H24.4.1現在

班名	担当	人員	初期動員 (10%)	1号動員 (25%)	2号動員 (50%)	3号動員 (全員)
総務班 (34)	総務課	17	6	6	17	17
	生活環境安全課 (クリーンセンター除)	9	9	9	9	9
	議会事務局	3	1	2	2	3
	会計課	5	1	2	2	5
住民班 (92)	税務課	21	1	6	9	21
	住民課	17	1	4	7	17
	子ども育成課	54	1	13	17	54
救助班 (34)	健康福祉課	26	1	7	10	26
	経営企画課	8	2	5	6	8
衛生班 (2)	クリーンセンター (総務班が応援対応)	2	2	2	2	2
建設班 (17)	都市建設課	17	1	8	17	17
産業班 (10)	経済産業課	10	1	5	10	10
水道班 (10)	上下水道課	10	1	5	10	10
文教班 (40)	学校教育課	23	1	8	11	23
	生涯学習課	17	1	8	11	17
消防班 (178)	玉村消防署	24	2	状況により要請	同左	24
	玉村町消防団	155	5			
合計 ( )内は消防班を含む		240 (418)	30 (37)	90	140	240 (418)
		100%	10%	25%	50%	100%
		240	24	60	120	240

(構成根拠)

初期動員・・・「玉村町危機管理対策本部」の職にある者、本部連絡員、生活環境安全課全職員

1号動員・・・初期動員+ 室長・課長補佐・係長職 (全係長以上の職にある者)

2号動員・・・総務課・都市建設課・経済産業課・上下水道課の全職員と、上記表中の所属職員数が6～10人以下は+1、10人を超える場合は+3、50人を超える場合は+4人として計上。

※1 衛生班を他班から応援する等

※2 消防団員について、本表では全て町職員として計上のため、実動が異なる場合があります。

## 【資料】 災害救助法の適用等

(地域防災計画 資料 ⑧)

### (地域防災計画 第4編 災害応急対策・復旧編

#### 第1章 災害応急対策 第1節 組織計画)

#### 災害救助法の適用等

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

##### (1) 実施機関

救助法による救助の実施は知事が行う。ただし、町長は知事からの救助の一部を委任されたときは、知事の補助機関として実施するものとする。

##### (2) 救助法の適用基準

- ① 住家が全壊全焼、流出等により滅失した世帯の数が60世帯となったとき。
- ② 県内において、2,000以上の世帯の住家が滅失した場合であって、町内の滅失世帯が30世帯以上となったこと。
- ③ 県内において、9,000以上の世帯が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

##### (3) 算定基準

- ・住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については滅失した世帯の2分の1世帯
- ・床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯として換算する。
- ・床下浸水、一部損壊は換算しない。

##### (4) 救助の種類

- ① 収容施設（避難所及び応急仮設住宅の供与）
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給付又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

##### (5) 適用手続き

町長は、町の災害の規模が救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、県（危機管理室）に救助法の適用手続きを行う。

（「地域防災計画」 第3編 風水害等対策編 第1章 水防計画 第2節 水害対策、  
「水防計画」 関連資料）

町は、水害対策として、次のことに努めることとする。

### 1 治水対策の推進

町は、内水はん濫等による管内の浸水被害の解消、軽減を図るため、町民からの要望や雨水対策に係る事業の計画について、協議・調整し、事業の円滑な推進を図る。

また、国、県は、外水はん濫による被害を防止、軽減するため、利根川、烏川等をはじめとする一・二級河川の重要水防箇所について河川改修を促進する。

### 2 水防体制の充実

町は、消防団と連携して、毎年出水期前に県水防計画に準じて、水防計画を作成し、水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期する。

### 3 浸水想定区域における避難確保措置

町は、次の措置を講じる。

#### (1) 洪水ハザードマップの普及

利根川及び烏川の指定区間について、町が平成21年に公表した洪水ハザードマップを活用し、これらの河川のはん濫により想定される浸水区域や洪水時避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路などを、町民等に対し周知徹底する。

#### (2) 浸水想定区域対策

新たに水防法による浸水想定区域の指定があったときは、同法に基づき、浸水想定区域ごとに、次の事項を本計画の風水害・雪害応急対策に定めるとともに、避難所その他避難確保のため必要な事項を、町広報誌、洪水ハザードマップ等により住民へ周知する。

##### ① 洪水予報等の伝達方法

##### ② 避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項

③ 災害時要援護者関連施設（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等

#### (3) 情報収集・伝達方法の確保

消防団車両、広報車、ホームページ等による住民周知を図るとともに、既存の情報収集・連絡等の手段に練熟する他、メール配信や防災行政無線の整備等による複数の方法の確保に努めるものとする。

#### 4 避難確保計画の作成指導等

町は、浸水想定区域内に地下街等が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。